

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2025年6月26日

【事業年度】

第18期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【会社名】

株式会社ココペリ

【英訳名】

KokopeI I Inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役CEO 近藤 繁

【本店の所在の場所】

東京都千代田区紀尾井町3番12号

【電話番号】

03-6261-4091 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役コーポレート事業部ゼネラルマネージャー 馬庭 興平

【最寄りの連絡場所】

東京都千代田区紀尾井町3番12号

【電話番号】

03-6261-4091 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役コーポレート事業部ゼネラルマネージャー 馬庭 興平

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (千円)	—	—	1,776,181	1,821,032	2,007,546
経常利益 (千円)	—	—	65,122	40,368	199,942
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	—	—	21,160	33,354	125,877
包括利益 (千円)	—	—	21,160	33,354	125,877
純資産額 (千円)	—	—	1,820,268	1,767,430	1,905,372
総資産額 (千円)	—	—	2,204,411	2,219,518	2,431,259
1 株当たり純資産額 (円)	—	—	229.17	228.63	245.66
1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	2.70	4.28	16.62
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	2.67	4.26	16.57
自己資本比率 (%)	—	—	81.2	77.9	76.6
自己資本利益率 (%)	—	—	1.2	1.9	6.8
株価収益率 (倍)	—	—	238.88	92.50	21.36
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	24,911	140,710	409,779
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	225,454	175,236	308,397
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	4,736	140,578	22,054
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	1,489,938	1,314,834	1,394,162
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	— 〔—〕	— 〔—〕	88 〔12〕	109 〔15〕	118 〔13〕

(注) 1. 第16期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、年間の平均人員を〔 〕に外数で記載しております。

なお、臨時雇用者数には第16期までは派遣社員及びアルバイトを含めておりましたが、第17期よりアルバイトのみとしております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (千円)	1,024,249	1,642,600	1,712,778	1,610,622	1,540,528
経常利益 (千円)	239,180	356,930	105,622	105,317	205,052
当期純利益 (千円)	253,974	281,977	67,540	102,445	151,534
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	796,230	808,284	810,820	812,355	812,355
発行済株式総数 (株)	7,776,680	7,881,730	7,911,230	7,916,230	7,916,230
純資産額 (千円)	1,552,339	1,873,057	1,866,648	1,882,901	2,046,500
総資産額 (千円)	1,747,861	2,149,685	2,120,276	2,124,775	2,327,373
1株当たり純資産額 (円)	199.62	235.78	235.11	243.90	264.28
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	41.20	35.94	8.63	13.15	20.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	37.65	35.12	8.53	13.08	19.94
自己資本比率 (%)	88.8	86.4	86.6	86.8	86.1
自己資本利益率 (%)	16.4	16.5	3.7	5.6	7.6
株価収益率 (倍)	131.07	38.82	74.73	30.11	17.74
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	295,717	400,240	—	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	17,082	217,757	—	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,019,204	14,988	—	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,547,569	1,745,041	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	46 〔5〕	64 〔7〕	87 〔9〕	84 〔6〕	91 〔4〕
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX) (%)	— (—)	25.8 (99.6)	11.9 (102.5)	7.3 (141.7)	6.6 (136.1)
最高株価 (円)	8,830	6,220	1,707	700	611
最低株価 (円)	3,565	931	552	301	317

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第15期の期首から適用しており、第15期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 1株当たり純資産額については、優先株式の発行金額を純資産の部の合計金額から控除して算定しております。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
5. 2020年10月23日付で当社株式1株につき70株の割合で株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
6. 従業員数は就業人員であり、年間の平均人員を[]に外数で記載しております。
なお、臨時雇用者数には第16期までは派遣社員及びアルバイトを含めておりましたが、第17期よりアルバイトのみとしております。
7. 第14期までの株主総利回り及び比較指標については、2020年12月18日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。
8. 最高・最低株価は、2022年4月4日以後の期間については東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。また、2020年12月18日から2022年4月3日までの期間については東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。
9. 第16期より連結財務諸表を作成しているため、第16期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
2007年 6 月	東京都練馬区に株式会社ココペリ（資本金600万円）を設立。中小企業向けにバックオフィス業務のアウトソーシングを受けるITサポートサービスを提供開始
2008年 9 月	本社を東京都渋谷区に移転
2010年 7 月	本社を東京都港区に移転
2011年12月	株式会社ココペリインキュベートに社名変更
2014年 8 月	本社を東京都千代田区麹町に移転
2015年 6 月	中小企業向け専門家相談プラットフォーム「SHARES（シェアーズ）」をリリース
2016年 6 月	AIを活用した企業評価アルゴリズム「FAI（ファイ）」を開発
2017年10月	株式会社ココペリに社名変更。本社を東京都千代田区二番町に移転
2018年 4 月	中小企業向け経営支援プラットフォーム「BigAdvance（ビッグアドバンス）」をリリース
2019年 2 月	日本ユニシス株式会社と業務提携契約を締結し、「FAI」による中小企業の資金ニーズ予測等を実装したサービス「CoreBAE（コアベイ）」をリリース
2020年12月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2022年 2 月	本社を東京都千代田区紀尾井町に移転
2022年 4 月	東京証券取引所の市場再編に伴い、市場区分をグロース市場へ移行
2022年11月	株式会社市岡経営支援事務所（現株式会社ココペリ経営サポート）の株式を取得し、子会社化
2023年11月	キー・ポイント株式会社の株式を取得し、子会社化

3 【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社ココペリ）、連結子会社2社により構成されており、中小企業の成長を支援するBtoB・SaaS（注）モデルのビジネスプラットフォーム事業を展開しております。

（注）Software as a Serviceの略称。サービス提供者がソフトウェア・アプリケーションの機能をクラウド上で提供し、ユーザー側はネットワーク経由で利用する形態のサービスを指します。

（1）ミッション・ビジョン

当社グループは「企業価値の中に、未来を見つける。」というミッションのもと、「中小企業にテクノロジーを届けよう。」というビジョンを掲げ、中小企業の成長を支援するBtoB・SaaSモデルのビジネスプラットフォーム事業を展開しております。

（2）取り巻く環境・背景

中小企業は日本の企業全体の99.7%を占め、労働市場においては全労働者のうち約70%が中小企業に勤めており（「2016年経済センサス」総務省・経済産業省）、現在の日本経済を支えているだけではなく、将来の日本経済においても重要な存在であると当社グループでは考えています。

しかし、中小企業は人材不足や販路開拓のリソース不足、資金不足、事業承継など、多岐にわたる深刻な経営課題に直面しています。この結果、従業員一人当たりの労働生産性は、大企業の半分以上に留まっております（「中小企業白書2022年版」中小企業庁）。

一方、中小企業の成長を支える重要な役割を担う地域金融機関もまた、厳しい経営環境に直面しています。融資を中心とした従来のビジネスモデルでは収益性を維持することが困難な状況であり、中小企業の本業支援等によるコンサルティング業務やDX（デジタルトランスフォーメーション）（注）の実施が喫緊の経営課題となっております。

そのような状況の中、中小企業が地域金融機関に対し、人材育成やビジネスマッチング（販売先紹介）など事業に対するソリューション提供を求めており（「金融機関の取組の評価に関する企業アンケート調査」金融庁（同庁の委託に基づき帝国データバンクが2018年にアンケート調査を実施））、政府の「成長戦略2019」においても中小企業支援機関としての地域金融機関の機能強化が掲げられるなど、その役割は今後さらに重要性を増していくものと認識しております。

当社グループは、上記のような「中小企業が抱える課題」と「地域金融機関が抱える課題」をテクノロジーの力で解決していくことに事業機会と捉え、両者が抱える課題の解決を通じて日本経済の発展に貢献してまいります。

（注）デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革することと定義します。

（3）事業概要

当社は、日本全国の地域金融機関（2025年3月末時点78社）と連携し、各金融機関に対してSaaS形式の経営支援プラットフォーム「Big Advance」を主として提供しております。

「Big Advance」は、各金融機関の取引先の中小企業に対し、経営課題の解決や成長支援につながる機能を提供しています。2018年4月の「Big Advance」リリース以降、地域金融機関及び中小企業のニーズを継続的に収集し、PDCAサイクルを通じて機能改善と新機能追加を図ってまいりました。

地域金融機関と連携して地域の中小企業へのサービスを提供することで、経営支援プラットフォームの活用効果を最大化するとともに、地域金融機関のビジネス変革を支援するソリューションとしても機能しております。このビジネスモデルは、「Big Advance」に参加する全てのステークホルダーがメリットを享受できるWin-Winのビジネスモデルを構築しています。

当社は、今後も「Big Advance」が中小企業の成長促進及び地方創生に不可欠なビジネスプラットフォームとなるべく、事業を推進してまいります。

（注）当社グループはビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載を省略し、サービス別に記載しております。

(4) サービス概要

中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」

当社は、地域金融機関と連携し、中小企業向けの経営支援プラットフォーム「Big Advance」を提供しています。各金融機関には「○○ Big Advance」という名称で導入され、その取引先中小企業へサービスが提供されます。

「Big Advance」の最大の特徴は、金融機関の枠を超えて全国の会員企業情報を連携できる点です。これにより、地域や金融機関の限定された範囲を超え、会員企業同士の新たなビジネス創出を可能にする広域のネットワークを発揮し、これまでにない金融機関による中小企業への経営支援を実現しております。

当社は、「Face to Face」と「テクノロジー」の融合をコンセプトに掲げ、金融機関と会員企業のリレーションの強化を通じて、より充実した経営支援の実現を目指しています。

収益モデル

「Big Advance」は、金融機関からの収益とレベニューシェア収益で構成されるサブスクリプション型（継続課金型）の収益モデルを採用しています。

- ・金融機関からの収益：サービス導入時の初期導入費用に加え、毎月運用・保守費を月額固定形式で受領します。

- ・レベニューシェア収益：金融機関が会員企業より受領する月額利用料に対して、レベニューシェア方式を採用しています。

この収益モデルは、金融機関数の増加に加え、「Big Advance」会員企業数の増加が当社グループと金融機関双方の収益最大化につながるWin-Winの関係を構築しています。導入金融機関においては、「Big Advance」からの月額利用料やマッチング成約手数料が収益を押し上げるだけでなく、中小企業への本業支援を通じた貸出残高の増加にも寄与しています。

新規会員企業の獲得に加え、既存の会員企業が継続的利用し、解約しない限り当該利用料が積み上がるストック型の収益モデルであるため、新規会員企業数が解約数を下回らない限り、収益は前事業年度を上回ることから、安定的に収益確保が可能です。また、会員企業にサービスを継続利用してもらうことで関係性を深め、アップセル・クロスセル（注）による更なる収益機会の獲得を見込んでいます。

基本性能

「Big Advance」の基本機能は以下の通りです。中小企業の事業運営や日常業務に有用な多数の機能を搭載しており、月額利用料は3,000円（税抜）と安価な価格設定にてワンパッケージとして提供しています。これにより、高額な初期費用をかけることなく、中小企業が業務のDXを推進できるよう貢献しています。

（注）アップセルとは、当社グループが現在提供している商品やサービスに加えて、質及び金額ともにより上位の商品やサービスを提供し、利用者が現在利用する商品やサービスに代わり上位の商品やサービスを購入することであり、一方、クロスセルとは、利用者が現在利用している商品やサービスに加えて、別の商品やサービスも購入することをいいます。

本書提出日における「Big Advance」基本機能（月額3,000円）は以下の通りです。

機能名	内容
ビジネスマッチング	地域や金融機関の枠を越え、会員企業同士すなわち「Big Advance」を導入している全ての取引先とマッチングが可能
金融機関連絡チャット	金融機関とチャットで連絡が可能
補助金・助成金	毎週更新される全国の補助金・助成金の情報を検索することが可能。
ホームページ自動作成	フォーマットに文言を記載するだけで、簡単にホームページの作成が可能 共通ドメインでの多数のサイト運営によりSEO効果（注）を発揮し、ホームページ14,195件（2025年3月末）を作成
福利厚生「FUKURI」	従業員向けクーポンサイト。会員企業は使用するだけでなく、自社も新規顧客を増やすツールとしてクーポンを発行することが可能
安否確認	災害時に、従業員の安否確認が可能
ビジネスチャット	社内チャットで、社内コミュニケーションが可能 *社内チャット：ID数は無制限、ルーム数は上限10
従業員アカウント	従業員用のアカウントを発行することで、ビジネスチャット、福利厚生「FUKURI」、安否確認などの機能を各従業員向けに提供。また、従業員アカウントは無制限に追加可能

（注）Webサイトが、検索サイトの検索順位の上位に表示されることです。

ビジネスマッチング機能は、会員企業が自社の案件ニーズを入力することにより、他の会員企業から商談依頼を受けたり、他の会員企業へ商談依頼をすることができます。従来、金融機関が行ってきたビジネスマッチングは、その金融機関内における企業同士の案件ニーズのマッチングに留まっていたましたが、「Big Advance」では、金融機関を越えて、「Big Advance」を利用している全会員企業の案件ニーズが検索できるため、地域や金融機関の枠を越えた広域マッチングを実現しています。結果として、導入金融機関へのヒアリング等を通じて、従来マッチングの意向を示した企業のうち、実際に面談を実施した企業の割合は、「Big Advance」導入後に向上していることを確認できており、地域金融機関の収益機会の増加に寄与しています。

そのため、新たなビジネスマッチングの機会の創出により、新たな付加価値が創造され企業の業績が向上することはもちろん、地方創生にもつながるものと考えます。

ビジネスチャット機能により、企業における業務時間の多くを占めるコミュニケーションを効率化し、中小企業の経営課題であった労働生産性の改善を実現していると考えます。また、地域金融機関におけるIT化の遅れ等により電話もしくは対面が基本であった当該金融機関とのコミュニケーションもチャットで行うことができるようになるため、金融機関との情報共有の頻度が増え、一層のリレーション強化に加えて、適切な金融サービスを受けることにつながります。

そのほか、補助金・助成金機能においては、従来は各中小企業が個別に官庁のホームページ等を確認し情報収集する必要があったものの、中小企業に代わり当社グループが補助金及び助成金に係る情報を官庁より収集し週次で更新していることから、会員企業にとって効率的な情報取得を可能としています。

また、ホームページの自動作成機能を活用することにより、15分程度で簡単にスマートフォンに対応したホームページを開設することが可能です。手軽に情報発信することができる上に、共通ドメインで多数のサイトを運営することによりSEO効果を発揮するため、2025年3月末時点では14,195件のホームページ作成に寄与しており、会員企業の認知度向上に貢献しております。

「FUKURI」は会員企業の従業員向け福利厚生サイトとして、旅行やレジャー、グルメ、ショッピングなどのお得なクーポンを掲載しています。2025年3月末時点では使用できるクーポンを1万店舗以上に拡大しており、会員企業の従業員満足度の向上に貢献しています。

「Big Advance」は月額3,000円の価格水準で提供しております。会員企業は月額3,000円で様々な経営支援サービスを利用することができるため、会員企業の発展に貢献できるものと考えています。

なお、2022年3月期から2025年3月期までの当社グループにおける「Big Advance」の導入金融機関数、会員企業数の推移は以下の通りです。

2018年6月末から2025年3月末にかけて、導入金融機関数は1社から78社、会員企業数は1,036社から60,172社に増加しております。結果として42都道府県（2025年3月末）の導入に至っております。

	2023年3月期				2024年3月期				2025年3月期			
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
導入金融機関数 (社)	83	83	83	84	85	85	85	82	80	79	78	78
会員企業数 (社) (注)	71,185	72,393	70,951	71,138	66,821	66,911	64,908	64,344	63,564	62,375	61,065	60,172

(注) 会員企業数は、パートナー企業数（無料会員企業数）を除いた有料会員企業数を指します。

DX Solutions

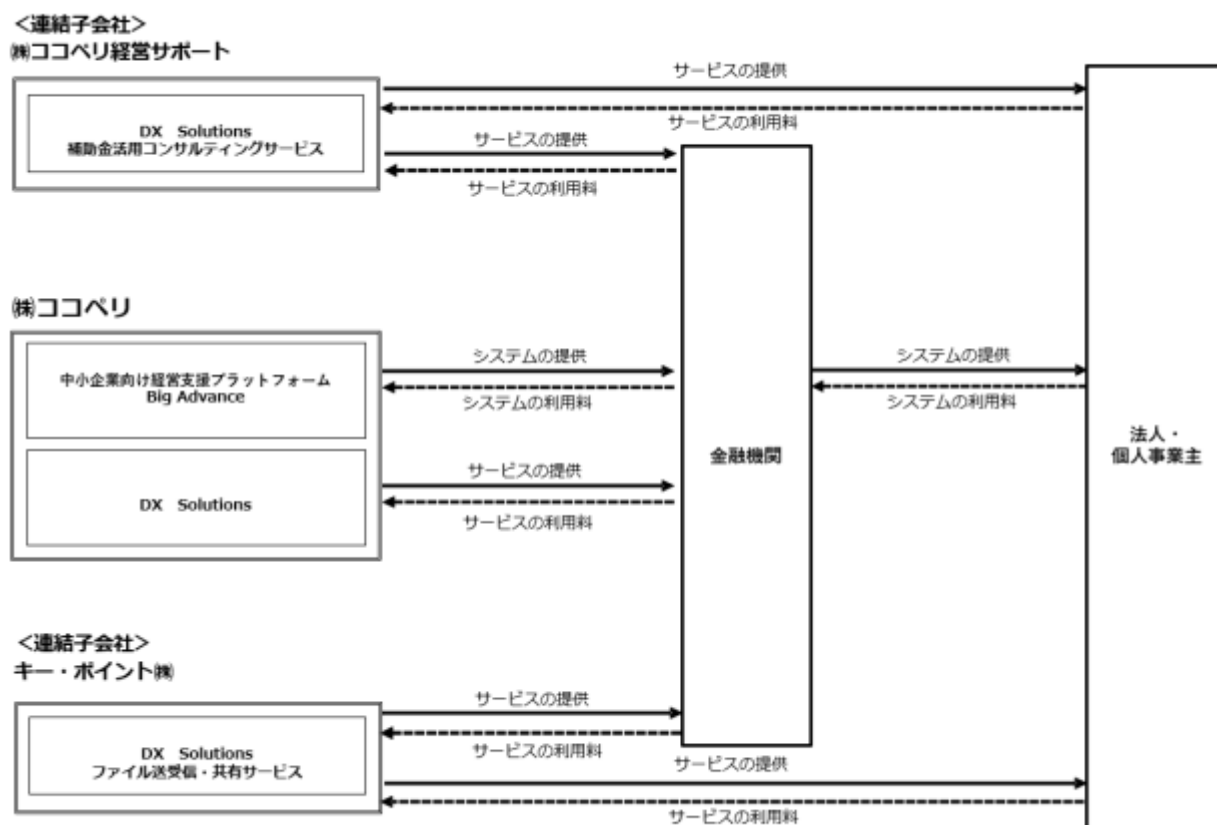
金融機関向けに、金融機関のDXを推進し業務効率化を支援するため、業務規定や手引書などをAIに学習させ、FAQに自動回答するチャットボットサービスである、専門性AI FAQ「SAF（サフ）」を提供するほか、セキュリティを確保したファイル送受信・共有サービス「WebFile」等の提供も行っております。

中小企業向けには、補助金活用コンサルティングサービスを提供し、中小企業の事業成長及びDXの支援を行っております。

これらのDX支援サービスを通じて、中小企業や金融機関のデジタル化を多角的に支援し、生産性と業務効率化を向上することで、持続的な成長を支える経営基盤の構築に貢献しています。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被議 決権所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (株)ココペリ 経営サポート	愛知県名古屋市 千種区	1,000	ビジネスプラット フォーム事業	100	役員の兼任あり。
(連結子会社) キー・ポイント (株)	兵庫県神戸市中 央区	20,000	ビジネスプラット フォーム事業	100	役員の兼任あり。

(注)「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ビジネスプラットフォーム事業	118 (13)
合計	118 (13)

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 臨時雇用者数(派遣社員を除く)は、年間平均雇用人員を()内に概数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
91 (4)	35.9	2.5	5,981

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。

2. 臨時雇用者数(派遣社員を除く)は、年間平均雇用人員を()内に概数で記載しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは「企業価値の中に、未来を見つける。」というミッションのもと、「中小企業にテクノロジーを届けよう。」というビジョンを掲げております。主力サービスである中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance（ビッグアドバンス）」の普及と関連するサービスの提供により、中小企業の成長支援や新しい付加価値の創造、労働生産性の向上に貢献してまいります。

(2) 目標とする経営指標

「Big Advance」は金融機関より受領するサービス導入時の初期導入費用に加えて、毎月運用・保守費を受領しております。

運用・保守費はサブスクリプション型（継続課金型）であり、金融機関より月額固定形式で受領する収益、金融機関と会員企業との間の月額利用料に対するレベニューシェア方式を採用した収益により構成されていることから、導入金融機関数や会員企業数、会員企業の解約率（チャーンレイト）を重要指標としております。

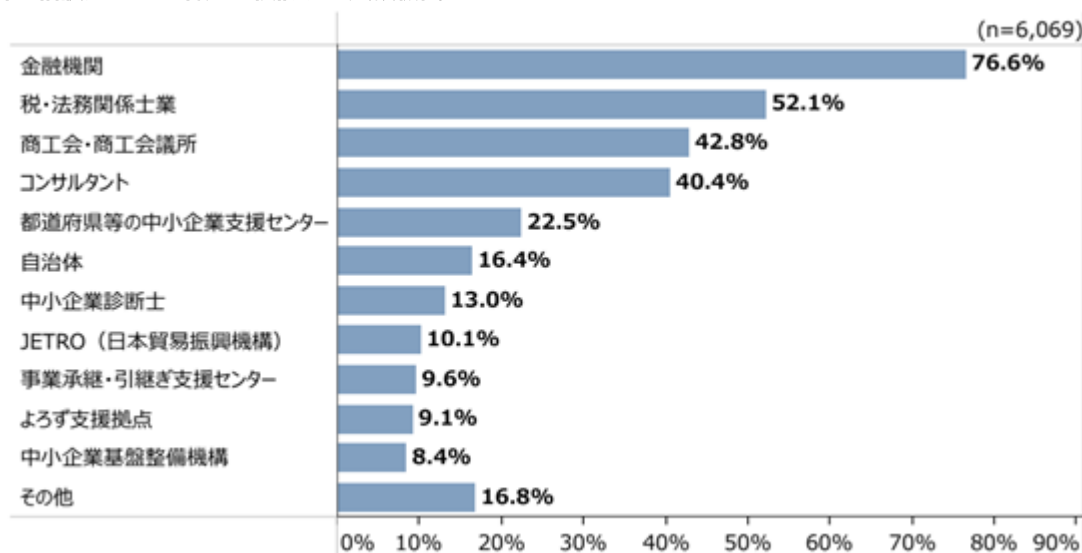
(3) 当社グループの強み

地域金融機関と協業したユニークで強固なビジネスモデル

「Big Advance」は、全国の地域金融機関とパートナーシップを結び展開する、日本で最も裾野の広い中小企業向け経営支援プラットフォームであると判断しております。中小企業の経営支援を実施する上で、金融機関の果たすべき役割は大変重要であり、2023年版の小規模企業白書によると、中小企業の76.6%が相談する支援機関先として金融機関を挙げています。

「Big Advance」は、圧倒的な中小企業の顧客基盤を有する金融機関とパートナーシップを結び中小企業へサービスを提供することで、全国の中小企業に対して効率的にサービスを届けることを可能にしました。また、金融機関のサービスとして提供することで中小企業は安心して「Big Advance」の機能を活用することができ、かつ金融機関とのコミュニケーションも増加するため、融資等の金融サービスもスムーズに享受できる可能性が高まります。

事業者が相談先として利用を検討する支援機関



資料：(株)東京商工リサーチ「中小企業が直面する経営課題に関する調査」

(注) 1. ここでの回答割合は、ある事業者が「事業計画策定」、「販路開拓・マーケティング」、「生産設備増強、技術・研究開発」、「人材採用・育成」、「経営改善」、「企業再生」、「事業承継・M&A」、「海外展開」、「創業」、「専門家活用」の各経営課題について、利用を検討すると回答した支援機関をそれぞれ集計したもの。

2. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

(出典：2023年版 小規模企業白書)

「テクノロジー」と「Face to Face」を融合し、様々な企業ニーズに対応

主力サービスである中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」は基本機能及びオプション機能を含め、中小企業のニーズに対応した13機能を有しております。

その内、主要機能でもあるビジネスマッチングにおいて、これまで企業が金融機関にマッチングを依頼すると、その金融機関内で保有する情報をもとにマッチング候補先を紹介されるためマッチングの成約率に限界がありました。「Big Advance」では、「Big Advance」導入金融機関の全ての取引先のマッチングニーズを企業自ら検索することができるため、マッチング候補先を効率的かつ地域を越えて見つけることが可能となっており、またマッチングの面談セッティングは、金融機関が間に入ってコーディネートする仕組みになっているため、安心して面談を実施できる仕組みとなっております。「Big Advance」の導入金融機関及び会員企業数が増加することによって更なるネットワーク効果が発揮されます。

また従来、企業と金融機関とのコンタクト方法は電話が中心でありコミュニケーションコストが非常に高かったところ、「Big Advance」のチャット機能を活用することにより、金融機関と気軽にコミュニケーションをとることができ、経営課題の早期発見・早期解決にも効果を発揮しております。

全国の中小企業が参加する独自のネットワークと生成AIを活用したデータ分析や還元

「Big Advance」は地域を超えた中小企業のネットワークで構築されており、「Big Advance」に蓄積されたデータを活用し、金融機関の取引先に対しての本業支援をサポートすることができます。また「Big Advance」への生成AIの実装を行うことで、ホームページや商談ニーズの文言の自動作成やビジネスマッチングの候補先の選定のレコメンド機能を実現し、中小企業の業務負担の軽減や効率化に寄与しております。

金融庁、財務局、第二地方銀行協会等からの認知

関東財務局東京財務事務所や第二地方銀行協会のセミナー等での講演活動や、「Big Advance」や地域金融機関との協業に関する講演活動を行うとともに、2019年8月に公表された金融庁「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」に地域金融機関との提携例の一つとして、「金融機関広域連携プラットフォームを提供する企業と連携し、地域企業のビジネスマッチングを支援」するサービスとして、当社事例が掲載されており、官公庁や第二地方銀行協会等に対する当社サービスの認知度は向上しているものと考えております。

また2023年7月には経済産業省が定める「スマートSMEサポーター（情報処理支援機関）」（注）に認定され、中小企業の生産性向上と経営基盤強化に貢献するIT導入支援者として行政機関からの一定の信頼を得ています。

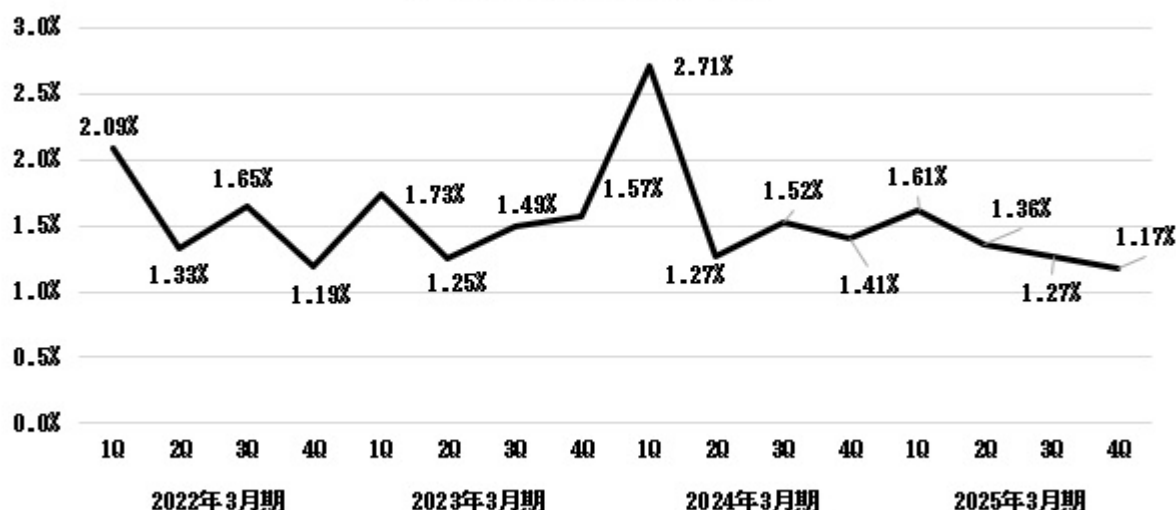
（注）経済産業省が創設した中小企業者等の生産性向上・経営基盤強化を目的に、ITツールを提供するITベンダー等のIT導入支援者を「情報処理支援機関（スマートSMEサポーター）」として認定する制度

高い安定性を誇るBtoB・SaaSモデル

当社は、主に中小企業向けサービスをSaaSモデルで提供しており、損益分岐点を超える会員企業数を獲得できた後は、安定的に収益を計上できることから、外部環境の変化に強く、安定的かつ継続的な収益構造にあります。また、継続率の向上を目的としたAIを活用した機能改善の開発やカスタマーサクセス等に投資しております。「Big Advance」の会員企業の獲得は、導入金融機関の担当者が推進しており、会員企業は「Big Advance」登録後も活用方法などのサポートを金融機関の担当者から継続的に受けられます。

また活用のサポート活動を通して会員企業のニーズを収集し、すばやくサービスにフィードバックすることで、2024年4月～2025年3月の平均チャーンレート（注）は、1.35%で推移しております。

チャーンレート推移 (%)



(注) 当月解約企業数 ÷ 前月末有料会員企業数で算出したチャーンレートの四半期平均

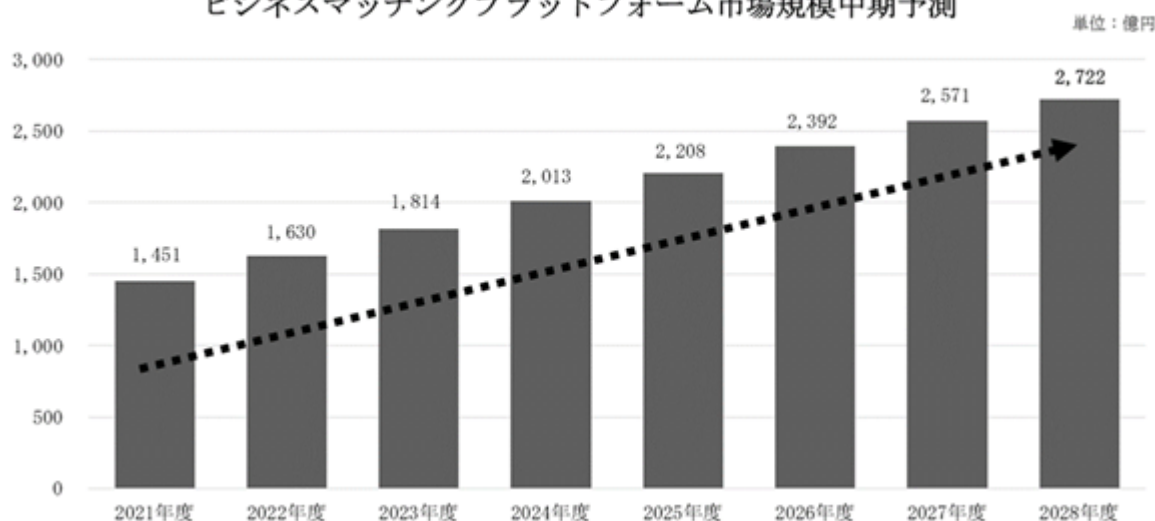
企業文化

当社では「Deep User In (ユーザーを知り尽くし、ユーザーの期待を超えよう)」「Commit myself (今、自分にできる最高の仕事をしよう)」「Big & Speedy (大胆な方針を立て、素早く実行しよう)」「Team is Great (一人ではできないことを成し遂げよう)」という4つの行動指針を共通の価値観として大切にしています。その結果、メンバーは高い自律性と専門性を発揮しながらも強いチームワークを持ち、AIを始めとする先進的なテクノロジーを追求しながら、利用企業が使いやすい温もりのあるサービスの開発・提供に取り組んでおります。

(4) 経営環境

国内経済環境としては、少子高齢化を背景とした労働力不足が問題視される一方で、政府主導により時間外労働時間の上限引き下げ等の労働法規の改正といった働き方改革が推進される中、労働生産性の向上に向けたソリューションへの期待が高まっているものと認識しております。そのような状況の中、当社が事業展開する「国内ソフトウェア市場」はこれまで大きな成長を果たしてきております。さらに当社の中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」の主力機能であるビジネスマッチングプラットフォームの市場規模は近年急激な拡大を続けており、今後も引き続き成長が見込まれる市場として注目を集めております。

ビジネスマッチングプラットフォーム市場規模中期予測



(出典) デロイト トーマツ ミック経済研究所株式会社「国内ビジネスマッチングプラットフォーム 市場の現状と展望 [2023年版]」2023年12月13日発行 (<https://mic-r.co.jp/mr/02980/>)

また、「国内AIシステム市場」では近年、生成AIの商用化が急速に進み、AIアシスタント機能がソフトウェアに本格的に組み込まれ普及し、企業の基幹業務における自動化や最適化の需要により、今後も市場規模は拡大していくことが予想されます。AI台頭の当初から当社も積極的なAI活用モデルの作成やサービスへの実装を重ね、今期、専門性AI FAQ「SAF（サフ）」のリリースに至りました。引き続き積極的にAIの活用するとともに、業界の競争優位性が変化していく中で、今後はAIが自律的にタスクを実行し中小企業の伴走をするAIエージェント化を目指します。

加えて、パートナーである金融業界においてもDX推進の必要性が一層高まっていると認識しております。中小企業の経営支援において主要な役割を果たし、地域金融インフラの中心的存在である金融機関は、長引く低金利等を背景に更なる取引企業の本業支援を通じた持続的な資金需要の創出を実現するためにも、DX推進が不可欠であります。その中で当社では金融機関向けに中小企業の接点を強化するデジタルツール「BAポータル」、社内の問合せ業務に対する専門性AI「SAF」、ファイル送受信・共有サービス「WebFile」等のサービス提供を強化しており、中小企業のみならず金融機関のデジタル支援も加速させていきます。

しかしながら、今後の状況によって、経済活動自体が減速することとなった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があり、今後の経営環境の変化を注視していく必要があるものと考えております。

（５）中長期的な経営戦略

ユーザー数の拡大

当社のビジネスモデルの大きな特徴ですが、「Big Advance」の会員企業獲得は、導入金融機関の各支店の担当者が推進しており、当社としては、これまで金融機関の各支店の担当者の会員獲得推進サポートとして、担当者向け研修や同行訪問、オンラインセミナー等を実施しております。

2019年6月から半年に1回「BAカンファレンス」と称し、導入金融機関の「Big Advance」推進担当者が一堂に会し金融機関の枠を越えて情報交換をできる機会を設けております。

また、2023年より生成AIに関する取り組みを積極的に行っており、2024年3月期においてビジネスマッチングやホームページ作成の既存機能に対して、AIを活用した文章自動生成機能を、2025年3月期には金融機関にて社内での問合せ業務に対する専門性AI FAQ「SAF」をリリースし、業務負担の軽減や効率化に寄与しております。引き続き生成AIの活用を行うとともに、今後はAIが自律的にタスクを実行し中小企業の伴走をするAIエージェント化を目指します。

さらに中小企業の福利厚生クーポンサイト「FUKURI」においてリロクラブとの業務提携により利用クーポンの拡充及びデザインの刷新と機能追加を行い、会員企業の退会抑止を促進するとともに新規会員の獲得の強化を目指します。

今後も隔週単位でのバージョンアップの実施やAIの活用による最適なUI/UX（注１）の実現により圧倒的な業務効率化や顧客満足度の向上を目指してくとともに、付加価値を提供できる新機能のリリースや既存機能の強化、金融機関とのリレーション強化等を通じたサービスの認知度向上により、新たな導入金融機関及び会員企業の開拓を図ってまいります。

ARPA（注２）拡大戦略

今後、様々な新機能・新サービスのリリースにより、収益力の向上を図ります。オプション機能としては、ちゃんとシリーズとして2022年10月に株式会社ジオコードと連携し、「ちゃんと勤怠byネクストICカード」をリリース、また、2023年1月にはインボイス制度にも対応した、オンライン請求書電子化サービス「ちゃんと請求書」をリリースしております。さらに「ちゃんと請求書」においては2023年8月より電子帳簿保存法に対応した「電子保存機能」や2024年3月より「領収書発行機能」の提供を開始し、機能拡充に努めております。

また、2026年3月期には、海外ビジネスマッチングプラットフォーム「BIG ADVANCE GLOBAL」を日本およびタイにて同時に提供開始予定です。中小企業の海外進出の新しい需要を取り込み、ARPA拡大を図るとともに、BtoBビジネスプラットフォームにおいて「日本初のグローバルスタンダード」を目指していきます。

引き続き、グループ全体で中小企業の課題解決につながる新機能・新事業のリリースを行い、中小企業の様々なニーズにスピーディーに対応できる様、中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」を中核にビジネスエコシステムの構築を進めてまいります。

DX Solutions戦略

これまで中小企業の経営支援を重きに置き「Big Advance」の提供を行ってきましたが、当期はパートナーである金融機関のデジタル支援を目的とした新たなサービスのラインナップの拡充を強化しました。金融機関向けに中

小企業の接点を強化するデジタルツール「BAポータル」、金融機関にて社内の問い合わせ業務に対する専門性AI FAQ「SAF」等の金融機関への提供を開始し、導入強化に取り組んでまいります。金融機関とのリレーションをより強固にし、中小企業のみならず中小企業を支える金融機関の生産性向上と業務効率化を推進するためのソリューションを提供していきます。

また新しく取り扱う省エネ補助金や大規模成長投資補助金の案件を開拓する等、補助金活用コンサルティングサービスの強化や厳しいセキュリティ要件に対応したファイル送受信・共有サービス「GrpMail」「WebFile」等の金融機関への拡販をしてまいります。

- (注) 1. UI/UX: UIはユーザーインターフェイスのことで、ユーザーとの間に現れるサービスやプロダクトの外観を表します。UXはユーザーエクスペリエンスのことで、ユーザーがプロダクトやサービスを通して得られた体験を表します。
2. ARPA: Average Revenue per Account の頭文字をとったもので、1アカウントあたりの平均売上を示す指標のことです。

(6)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

情報管理体制の強化

当社グループが提供するサービスは、ビジネスの根幹となるインフラ機能であり、また機密性の高い情報を多く扱っているため、情報セキュリティの確保及び情報管理体制の継続的な強化が極めて重要であると認識しております。情報セキュリティの認証資格の取得に加え、社内教育・研修体制の整備を推進しておりますが、今後も自社による監視体制のみならず、外部専門業者によるシステムの脆弱性診断等を継続的に実施し、情報管理体制の整備、強化を行ってまいります。

優秀な人材の確保と育成

当社グループの持続的な成長のためには、優秀な人材を採用・育成し、開発体制、営業体制、管理体制等を強化していくことが重要であると捉えております。当社グループの経営理念や事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、働きやすい環境や制度の構築、研修体制の充実等に取り組んでまいります。

プロダクト・サービスの強化

当社グループの収益の中心は、サブスクリプション型のビジネスモデルであり、継続してサービスが利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。引き続き顧客ニーズを的確に捉え、継続的なユーザビリティの向上や利用体験の改善、各種機能の強化に取り組むとともに、顧客サポートの品質向上にも注力し、サービスを使い続ける価値を顧客に感じていただけるように取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、持続可能性の観点から企業価値を向上させるため、コーポレート事業部を所管部門とし、最終責任者を代表取締役CEO近藤繁として取り組んでおります。

取締役会はサステナビリティ全般に関するリスク及び機会の監督に対する責任を有しており、経営会議等で協議された内容に基づき、当社グループのサステナビリティのリスク及び機会への対応等について審議・監督を行っております。

(2) 戦略

持続可能な開発目標（SDGs）への取組

当社は、「企業価値の中に 未来を見つける。」をミッションとし、「中小企業にテクノロジーを届けよう。」というビジョンを実現するため、持続的に企業価値を向上させ、本業を通じて社会課題を解決していくことを掲げております。

持続可能な開発目標（SDGs）については、「8 働きがいも経済成長も」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」を重点項目として、取り組んでまいります。

人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

当社グループは、創業以来一貫して、中小企業を支援するサービスの開発をしてきました。2018年の中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」のリリースとともに、中小企業支援を一層加速させる中で、持続的な事業成長を実現するためには、優秀な人材の獲得と育成が最も重要であるという認識のもと、積極的な採用活動、人材教育投資、人事諸制度の改善や生産性向上に向けた働く環境の整備に取り組んでいます。

人材採用においては、2023年から初めて新卒採用活動を実施し、2024年4月以降も継続してエンジニア職とビジネス職のそれぞれの職種で新規学卒者が入社しました。さらに、採用力の強化を目的に、初任給の引き上げを実施しました。キャリア採用においても、リファラル採用を含む幅広い採用経路を活用しながら高い専門性やスキルを有する優秀な人材の獲得を積極的に行っております。また、今後の持続的な成長に向けて、国籍、性別、年齢、学歴等にとらわれることなく、多様な価値観・知見・能力を有する人材を受け入れることで、組織の多様性を尊重した人物本位の採用選考を推進して、公正かつ公平な採用活動の実現に努めていきます。

人材育成については、当期からE-learningシステムの導入をして、場所と時間を問わず学習機会を確保できる環境を整備し、個人の自律的な成長を支援しています。さらに、個人の成長を促すために、外部のセミナー参加や自己研鑽のための資格取得等を支援することで、社外における学びの機会を提供しており、今後も社内外問わず積極的な人材育成を図ってまいります。

社内環境整備については、社員のキャリア開発支援を目的として、専門性の深化を図る「エキスパートコース」と、マネジメント力の強化を目指す「マネジメントコース」を新設し、職種・役割に応じた明確なキャリアパスを提示することで、社員一人ひとりの能力開発および主体的なキャリア形成を促進しております。

また、社員が自身のキャリアや業務に関する希望、将来的な目標を主体的に申告し、会社がその内容に応じた支援を検討する「キャリア自己申告制度」を継続的に運用しており、社員の自己成長および自己実現を支援する環境の整備に努めております。

加えて、女性活躍推進法に基づき2023年に策定した行動計画に則った社内活動を推進するとともに、育児休業取得者に対する休職前後の支援体制を強化し、両立支援に向けた社内研修等を通じて、多様なライフステージに応じた包括的な支援を行っております。

さらに、社員の中長期的な資産形成を支援することを目的に持株会を設立しており、従業員エンゲージメントの向上および企業との一体感の醸成に資する施策として位置付けております。

当社グループは、専門的な知識、経験を持った多様な人材が強みの源泉であり、性別や年齢などに関係なく様々な人材が活躍できる環境や仕組みを整備しております。持続的な事業成長のために、多様な人材が意欲をもって活躍できる活力のある組織風土の醸成を引き続き推進してまいります。

(3) リスク管理

当社グループにおいて、全社的なリスク管理は、リスクマネジメント委員会において行っており、サステナビリティに係るリスクの識別、対応方針についても同委員会において、検討を行っております。

重要なリスクは、経営会議の協議を経て、取締役会へ報告、監督されます。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記(2)戦略において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針については、下記の通り考えております。

指標	目標	実績(当事業年度)
係長級以上に占める女性労働者の割合	2026年5月までに20%以上	3.6%

(注) 当社の役職は下位から「リーダー」、「アシスタントマネージャー」、「グループマネージャー」、「ゼネラルマネージャー」となっており、「アシスタントマネージャー」が係長級となります。

3 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している事項を以下に記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

（特に重要なリスク）

システムトラブルについて

当社が展開する事業は、インターネットを介してサービスを提供する形態であり、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼします。

また、当社のサービスは、外部クラウドサーバAmazon Web Services社が提供するサービス（以下、「AWS」という。）を利用して提供しており、AWSの安定的な稼働が当社の事業運営上、重要な事項となっております。

これまでのところ、当社においてAWSに起因するサービスの停止やトラブル等は起こっておりませんが、システムエラーや人為的な破壊行為、自然災害等の当社の想定していない事象の発生によりAWSが停止した場合には、顧客への損害の発生やサービスに対する信頼性の低下などにより、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、特に重要なリスクと認識しておりますが、顕在化のリスクは高くないと認識しております。

当社ではAWSが継続的に稼働しているかを常時監視しており、障害の発生又はその予兆を検知した場合には、当社の役職員に連絡が入り、早急に復旧するための体制を整備しております。AWSは、FISC安全対策基準（注）を満たす安全性を備えております。

（注）FISCとは、金融庁が金融機関のシステム管理体制を検査する際に使用する基準のことを指します。

情報セキュリティ及び個人情報等の漏洩について

当社事業においては、個人情報や機密情報が含まれているデータ等を大量に取り扱っております。

万が一、こうしたデータの情報漏洩、改ざん、または不正使用等が生じた場合、もしくは何らかの要因からこれらの問題が発生した場合には、顧客への損害賠償やサービスに対する信頼性の低下などにより、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、特に重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する可能性は高くないと認識しております。

当社におきましては、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001:2023）「ISO 27001」の認証を取得し、当該公的認証に準拠した体制を整備しており、情報管理の重要性を周知徹底するべく役職員に対し研修等を行い、情報管理の強化を図っております。また、情報セキュリティについては外部からの不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入防止についても体系的な対策を講じております。なお、万一の場合に備え、サイバー保険を付保しております。

特定サービスへの依存について

当社は「Big Advance」を主力サービスと位置付けており、経営戦略上今後も当該サービスを主軸とした事業展開に注力していく方針であります。

国内外の経済情勢や技術革新等による事業環境の変化や当社サービスの競争力低下が生じた場合には、経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、特に重要なリスクと認識しておりますが、顕在化のリスクは高くないと認識しております。

当社が事業を展開する国内ソフトウェア市場は継続的に拡大していることに加え、クラウド関連市場は近年急速に拡大しており、今後も当該サービスは一層拡大していくものと考えております。さらに当社におきましては、「Big Advance」を魅力的なサービスとして提供し続けるべく、継続的なユーザビリティの改善や独自のAIアルゴリズムを活用した機能強化の実施、新技術の積極的な投入や創造的な職場環境の整備、及び研究開発活動の推進等に努めてまいります。

(重要なリスク)

法的規制等について

当社事業においては、主として「電気通信事業法」及び関連法令等の規制を受けており、届出電気通信事業者としての届出を実施しており、ユーザーの通信の媒介にかかる通信の秘密の遵守等が義務付けられております。なお、当該届出について有効期限の定めはございません。

また、当社事業に関連するFinTech領域では、「銀行法」の改正が行われるなど、新たなサービスに関する法令整備が進んでおり、今後新たな法令等が成立することで追加の規制を受ける可能性があります。現時点では特段認識しているものはありませんが、今後既存の規制への抵触あるいは何らかの新たな規制による当社事業運営への影響が生じる場合は、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社におきましては、法務コンプライアンス部門を設置し、さらに顧問弁護士等とも連携し、最新の情報を収集しております。法的規制等への対応が必要となった場合には、法務コンプライアンス部門を中心に、適切な対応をとれる体制を整備しております。

協業パートナー先である金融機関との連携について

当社は、「Big Advance」を導入済みの地域金融機関とパートナーシップを結んで事業展開をしており、本書提出日現在において70社を超える金融機関と連携してそれぞれ「Big Advance」を提供しております。当社は全国の地域金融機関を通じて「Big Advance」の会員企業を増加しております。現時点での特段の懸念事項は生じておりませんが、今後において金融機関の戦略等の変更あるいは金融機関における会員企業の開拓に係る何らかの支障が生じた場合には、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社におきましては、金融機関の枠を超えた情報交換の場である「BAカンファレンス」を半年ごとに実施するなど金融機関との関係を強化するとともに、一部の金融機関とは資本業務提携をするなど良好な関係を維持継続できるよう努めております。

競争について

当社が事業を展開する国内ソフトウェア市場においては、サービスを提供する企業が多数参入していることに加え、クラウド関連市場は、近年急速に拡大している分野であるため、さらに多数の競争企業が参入する可能性があります。全国の金融機関を通じて会員企業を拡大する当社のビジネスモデルは参入障壁が高く、競争企業が参入することは困難であると認識しております。

競争企業の競争力向上や競争環境の変化にともなって、当社における十分な差別化が困難となり競争力が低下した場合には、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社におきましては、「Big Advance」を導入済みの地域金融機関とパートナーシップを結び、独自の開発ノウハウを活用したサービスを提供することにより、市場における優位性を構築してまいりました。今後も継続的にユーザビリティの改善や独自のAIアルゴリズムを活用した機能強化を実施していくことにより、サービスの競争力の維持向上に努めてまいります。

技術革新について

当社の事業に関連するクラウドサービス及びAIを取り巻く技術革新のスピードは大変速く、技術革新への対応が遅れた場合は、想定外の開発費等の費用が発生し、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社はこうした技術革新に対応できるよう、新技術の積極的な投入や創造的な職場環境の整備、研究開発活動の推進等を行っていく方針であります。

既存ユーザー企業の継続率及び単価向上について

当社サービスは、サブスクリプション型のビジネスモデルであることから、当社の継続的な成長には、新規会員企業の獲得のみならず、既存会員企業の維持が重要と考えております。

しかしながら、当社サービスの魅力の低下、競合他社に対する競争力の低下、顧客ニーズに合致しない等により、当社の想定を大幅に下回る継続率となった場合には、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社では、既存会員企業の維持については、機能の追加開発やサポートの充実により、継続率の維持・向上を図っております。

人材の確保と育成について

当社が今後更なる成長を成し遂げていくためには、優秀な人材の確保と育成を重要課題の一つであると位置付けております。しかしながら、当社の採用基準を満たす優秀な社員を十分に採用できない場合や、採用後の育成が十分に進まなかった場合には、当社の事業拡大の制約となり、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、当該リスクは一定程度予見が可能であり、顕在化する蓋然性は高くないと認識しております。

当社では、質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上にあたっては、開発部門を中心に極めて高度な技術力を有する人材が要求されていることから、優秀な人材を積極的に採用するとともに、成長ポテンシャルの高い人材の採用・育成も同時に進めていく必要性を強く認識しており、そのための風土づくりや、人事制度、福利厚生 の充実などに努めております。

横浜信用金庫との提携等について

当社主力サービスである「Big Advance」の商標権は、2018年4月の「Big Advance」リリース時に最初に導入した金融機関である横浜信用金庫（以下、「同社」という）と共同で保有しており、今後も共同保有を継続する予定であります。なお、同社との間では商標権共有に関する覚書を締結しておりますが、当社は、「Big Advance」の商標の使用及び金融機関に対する通常実施権の設定について制限を受けることがないことから、現時点で特段の懸念事項等は生じておらず、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性は極めて小さく、顕在化する蓋然性は極めて低いと認識しております。

今後も当社は「Big Advance」を魅力的なサービスとして提供し続けるべく、当社としてユーザビリティの改善等サービスの継続的な拡充を進めるとともに、同社とも良好な関係を維持してまいります。

自然災害・感染症等について

地震や台風等の自然災害、未知のコンピュータウイルス、テロ攻撃、システムトラブル又は伝染病といった想定を超える自然災害や事故が発生した場合、当社が保有する設備の損壊や電力供給、インターネットアクセスの制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生し、当社の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性がある、重要なリスクと認識しておりますが、当該リスクの蓋然性を見通すのは困難であります。

当社では予測が不可能かつ突発的な自然災害や事故等に備え、サービスの定期的バックアップ、稼働状況の常時監視、従業員安否確認手段の整備、オフィスでの備蓄食料の確保等トラブルの事前防止又は回避に努めております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

財政状態の状況

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の合計は、前連結会計年度末に比べ58,475千円増加し、1,570,180千円となりました。これは主に、現金及び預金が79,328千円増加したこと、前払費用が6,576千円増加したこと及び売掛金及び契約資産が3,099千円減少したことによるものです。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の合計は、前連結会計年度末に比べ153,265千円増加し、861,079千円となりました。これは主に、子会社ののれんの償却によりのれんが62,390千円減少したこと、「BIG ADVANCE GLOBAL」の開発等によりソフトウェア仮勘定が208,019千円増加したことによるものです。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の合計は、前連結会計年度末に比べ88,643千円増加し、383,596千円となりました。これは主に、買掛金が25,802千円増加したこと、未払法人税等が65,563千円増加したこと、及び未払費用が14,105千円減少したことによるものです。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の合計は、前連結会計年度末に比べ14,844千円増加し、142,290千円となりました。これは主に、長期借入金が18,334千円減少したことによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の合計は、前連結会計年度末に比べ137,941千円増加し、1,905,372千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益を125,877千円計上したこと、自己株式の処分により自己株式が8,228千円増加したこと、ストックオプションの発行により新株予約権が4,818千円増加したことによるものです。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の拡大や、企業収益、雇用・所得環境の改善が見られる一方で、円安傾向、物価上昇などが続いており、米国政策の転換や中東情勢の緊迫化による不安定な国際情勢や金融資本市場の変動等により、依然として先行きは不透明な状況にあります。

そのような状況下、当社グループは、国内最大級の地域金融機関ネットワークを活用したビジネスエコシステムを構築し、中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance（ビッグアドバンス）」並びに補助金活用コンサルティング及びファイル送受信・共有サービス「WebFile」等を提供し、日本の中小企業のDX推進と生産性向上に向けて取り組んでまいりました。

中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」は、日本全国の地域金融機関と連携し、各金融機関の取引先の中小企業に対して、課題解決や成長支援につながるソリューションを提供しております。「Big Advance」は、オンラインにて、地域を超えた全国の企業とのビジネスマッチング、ホームページ作成及び全国の補助金・助成金の情報の提供などを通じて中小企業の様々な経営課題の解決を支援しております。ビジネスマッチング領域においてはオンラインとリアルハイブリッド形式の商談イベントの実施により、中小企業の商談機会の創出のみならず事業展開の新たなアイデアの発見機会の提供を行っております。

生成AIを積極的に活用し、「Big Advance」の機能やデータと組み合わせることにより更なる機能強化を行うとともに、2025年3月より新たにオウンドメディア「コネクト」を開始し、地域で活躍する中小企業の発信活動を支援することで、新たなつながりやビジネスチャンスを生み出すことを目指し、ビジネスエコシステムの強化に取り組んでまいりました。

これらにより2018年4月にリリースして以来、「Big Advance」を導入する金融機関数78社、その顧客である

中小企業会員数60,172社となりました（2025年3月31日時点）。

また、補助金活用コンサルティングにおいては、対応する補助金のラインナップを拡げるとともに、補助金を通じた中小企業支援を行う提携金融機関を増やしてまいりました。

さらに、中小企業のみならず中小企業を支える金融機関の生産性向上と業務効率化を推進するため、金融機関向けに中小企業の接点を強化するデジタルツール「BAポータル」、金融機関にて社内の問い合わせ業務に対する専門性AI FAQ「SAF（サフ）」、厳しいセキュリティ要件に対応したファイル送受信・共有サービス「WebFile」等の金融機関への提供を開始し、導入強化に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,007,546千円（前期比10.2%増）となり、営業利益は197,862千円（同483.8%増）、経常利益は199,942千円（同395.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は125,877千円（同277.4%増）となりました。

なお、当社グループはビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前連結会計年度末と比べ79,328千円増加し、1,394,162千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動により増加した資金は409,779千円となりました。主な要因は、税引前当期純利益211,311千円、減価償却費122,765千円、のれんの償却費62,390千円等による資金増加があったことに対し、法人税等の支払額36,241千円等の資金減少があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動により減少した資金は308,397千円となりました。主な要因は、海外ビジネスマッチングプラットフォーム「BIG ADVANCE GLOBAL」の開発による無形固定資産の取得により、290,398千円の資金減少があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動により減少した資金は22,054千円となりました。主な要因は、長期借入金による収入50,000千円の資金増加に対し、長期借入金の返済による支出72,538千円等の資金減少があったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社グループの事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b 受注実績

当社グループの事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお当社グループはビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（％）
ビジネスプラットフォーム事業	2,007,546	110.2

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

（２）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

「第２ 事業の状況 １ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っております。

当社グループの財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針については、「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 （１）連結財務諸表 注記事項 （連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載しております。

また、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 （１）連結財務諸表 注記事項 （重要な会計上の見積り）」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 財政状態の分析・検討内容

前項「（１）経営成績等の状況 財政状態の状況」をご参照ください。

b 経営成績の分析・検討内容

（売上高）

売上高は、2,007,546千円（前年同期比10.2％増）となりました。売上の中心となる「Big Advance」は、2025年３月末における導入金融機関数78社（前年同期比4社減少）、その顧客である中小企業の会員登録がなされた会員企業数60,172社（前年同期比6.5％減）となりました。解約率は1.35%（2024年４月～2025年３月の平均）となり目標とする２％以内で推移しております。

（売上原価、売上総利益）

売上原価は867,668千円（前年同期比4.5％増）となりました。主な要因は、新規事業の開発に係る開発委託費用等の外注費が増加したことあります。売上高も増加した結果、売上総利益は1,139,878千円（前年同期比15.1％増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は942,015千円（前年同期比1.5％減）となりました。主な要因は、派遣費用費の削減等により外注費が減少し、前年同期に広告宣伝費に計上されていた広告出稿費用や展示会費用が当連結会計年度においては発生しなかったことによるものであります。その結果、営業利益は197,862千円（前年同期比483.8％増）となりました。

（営業外損益、経常利益）

営業外収益は3,952千円（前年同期比54.4％減）となりました。主な内容は、前年同期に計上されていた保険解約による返戻金当連結会計年度においては発生しなかったことによるものであります。

また、営業外費用は1,872千円前年同期比14.8％減）となりました。主な内容は、前年同期に計上されていた

と自己株式の取得費用が当連結会計年度においては発生しなかったこと、借入金に係る支払利息によるものであります。以上の結果、経常利益は199,942千円（前年同期比395.3%増）となりました。

（特別損益、当期純利益）

特別利益は11,368千円（前年同期比45.9%増）となりました。主な内容はストック・オプションの権利失効による新株予約権戻入益及び、FLOW事業の事業分離における移転利益であります。法人税、住民税及び事業税を100,191千円、法人税等調整額 14,756千円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は125,877千円（前年同期比277.4%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

前項「(1)経営成績等の状況」の「キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

b 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、事業運営上必要な資金流動性を安定的に確保することを基本方針としております。当社における主な資金需要は、エンジニア部門・営業部門に係る人件費・採用費、サーバなどの通信費を含めた運転資金であります。今後も営業活動によるキャッシュ・フローの増加を図ることを中心としながらも、資金需要の必要性に応じて金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等外部資金の活用を含め、最適な方法による資金調達を行う予定であります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、提供するサービスの付加価値向上及び新サービスの開発を目的として開発活動を行っておりますが、当連結会計年度において研究開発費の計上はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は433,719千円であり、主に自社利用のソフトウェア開発に伴う取得が415,584千円であります。なお、当社の報告セグメントは、ビジネスプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具及 び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都千代田区)	業務施設	50,922	20,067	168,469	260,508	499,968	91[4]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を[]に外数で記載しております。
3. 本社の建物は貸借しており、その年間賃貸料は57,426千円であります。
4. 当社グループは、ビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	建物附属設備	工具、器具 及び備品	リース資 産	合計	
(株)ココペリ経営 サポート	本社 (愛知県名古屋市千種区)	業務施設	3,061	3,489	897	2,750	10,198	4[6]
キー・ポイント (株)	本社 (兵庫県神戸市中央区)	業務施設	—	—	7,710	—	7,710	23[3]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を[]に外数で記載しております。
3. 本社の建物は貸借しており、その年間賃貸料は12,840千円であります。
4. 当社グループは、ビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,860,000
計	27,860,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月26日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	7,916,230	7,916,230	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	7,916,230	7,916,230	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

第3回新株予約権 2017年6月28日定時株主総会決議（2017年6月28日及び2017年12月11日開催の取締役会決議）

決議年月日	2017年6月28日	2017年12月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 1	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	200	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,000 (注) 1	普通株式 7,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	129 (注) 2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2027年5月31日	自 2020年1月1日 至 2027年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 129 資本組入額 65	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項	以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）を除き、譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。 1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末（2025年5月31日）現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、70株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）、または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価（ただし、当社の株式公開（当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合）前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。

新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）の取締役、監査役、使用人、又は顧問アドバイザー・コンサルタント、その他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的契約関係にある者である場合は、そのいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない（ただし、任期満了により退任し

た場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く。

新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付される株式の払込金額の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間 1,200万円または行使時における租税特別措置法の適用を受ける事ができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、新株予約権を行使しなければならないものとする。

第4回新株予約権 2018年6月25日定時株主総会決議(2018年10月15日開催の取締役会決議)

決議年月日	2018年10月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	25
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,750 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	211 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2020年11月1日 至 2028年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 211 資本組入額 106
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合)を除き、譲渡、買入れその他一切の処分ができないものとする。 1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末(2025年5月31日)現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、70株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)、または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価(ただし、当社の株式公開(当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合)前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続され

ず、行使できなくなるものとする。

新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）の取締役、監査役、使用人、又は顧問アドバイザーコンサルタント、その他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的契約関係にある者である場合は、そのいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない（ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く。）

新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付される株式の払込金額の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1,200万円または行使時における租税特別措置法の適用を受ける事ができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、新株予約権を行使しなければならないものとする。

第5回新株予約権 2019年7月19日臨時株主総会決議（2019年12月16日及び2020年2月28日開催の取締役会決議）

決議年月日	2020年2月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 1
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 70,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	363 (注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2022年3月1日 至 2030年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 363 資本組入額 182
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）を除き、譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。 1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末（2025年5月31日）現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、70株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価（ただし、当社の株式公開（当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合）前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元

未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。

新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）の取締役、監査役、使用人、又は顧問アドバイザー・コンサルタント、その他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的契約関係にある者である場合は、そのいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない（ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く。）

新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付される株式の払込金額の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1,200万円または行使時における租税特別措置法の適用を受ける事ができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、新株予約権を行使しなければならないものとする。

第6回新株予約権 2021年6月22日定時株主総会決議（2021年6月22日開催の取締役会決議）

決議年月日	2021年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7
新株予約権の数(個)	55
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,500 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,400 (注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2023年7月2日 至 2031年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,717 資本組入額 3,359
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）を除き、譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。 1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末（2025年5月31日）現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価（ただし、当社の株式公開（当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合）前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元

未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券

もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

４．新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。

新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社（会社法第２条第３号に定める子会社をいう。）の取締役、監査役、使用人のいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない（ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く。）

新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付される株式の払込金額の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間１,200万円または行使時における租税特別措置法の適用を受ける事ができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、新株予約権を行使しなければならないものとする。

第７回新株予約権 2022年６月23日開催の取締役会決議

決議年月日	2022年６月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 1 当社従業員 24 [23]
新株予約権の数(個)	271 [236]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 27,100 [23,600] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	801 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2024年７月９日 至 2032年６月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,244 資本組入額 622
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）を除き、譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。 1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日（2025年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末（2025年５月31日）現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

２．割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

３．割当日後、当社が当社普通株式につき、時価（ただし、当社の株式公開（当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合）前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元

未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。

新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社(会社法第2条第3号に定める子会社をいう。)の取締役、監査役、使用人のいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない(ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く)。

新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付される株式の払込金額の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1,200万円または行使時における租税特別措置法の適用を受ける事ができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、新株予約権を行使しなければならないものとする。

第8回新株予約権 2023年6月22日開催の取締役会決議

決議年月日	2023年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 1 当社従業員 50 [49]
新株予約権の数(個)	451 [416]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 45,100 [41,600] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	549 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2025年7月8日 至 2033年6月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 882 資本組入額 441
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合)を除き、譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。 1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末(2025年5月31日)現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)、または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価(ただし、当社の株式公開(当社普通株式に係る株式が、国内

のいずれかの証券取引所に上場された場合）前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元

未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4．新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。
新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）の取締役、監査役、使用人のいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない（ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く）。
新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付される株式の払込金額の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1,200万円または行使時における租税特別措置法の適用を受ける事ができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、新株予約権を行使しなければならないものとする。

第9回新株予約権 2024年6月26日開催の取締役会決議

決議年月日	2024年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 70 [67]
新株予約権の数(個)	449 [413]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 44,900 [41,300] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	560 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2026年7月12日 至 2034年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 858 資本組入額 429
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）を除き、譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。 1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末（2025年5月31日）現在にかけて、変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
2．割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき、時価（ただし、当社の株式公開（当社普通株式に係る株式が、国内のいずれかの証券取引所に上場された場合）前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元

未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず、行使できなくなるものとする。

新株予約権者が新株予約権の取得時点で会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）の取締役、監査役、使用人のいずれの身分とも喪失したとき、新株予約権を行使することができない（ただし、任期満了により退任した場合及び定年の事由により退職した場合等、会社が特別にその後の本新株予約権の保有及び行使を認めた場合を除く。）

新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付される株式の払込金額の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1,200万円または行使時における租税特別措置法の適用を受ける事ができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、新株予約権を行使しなければならないものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月17日 (注) 1	普通株式 300	普通株式 62,000 A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510	225	269,680	225	243,980
2020年4月30日 (注) 2	D種優先株式 5,184	普通株式 62,000 A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510 D種優先株式 5,184	200,076	469,756	200,076	444,056

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年8月13日 (注) 3	普通株式 37,534 A種優先株式 11,200 B種優先株式 15,640 C種優先株式 5,510 D種優先株式 5,184	普通株式 99,534	-	469,756	-	444,056
2020年10月23日 (注) 4	普通株式 6,867,846	普通株式 6,967,380	-	469,756	-	444,056
2020年12月17日 (注) 5	普通株式 276,000	普通株式 7,243,380	203,136	672,892	203,136	647,192
2021年1月20日 (注) 6	普通株式 162,300	普通株式 7,405,680	119,452	792,345	119,452	766,645
2021年2月1日～ 2021年3月31日 (注) 1	普通株式 371,000	普通株式 7,776,680	3,885	796,230	3,885	770,530
2021年4月1日～ 2021年7月20日 (注) 1	普通株式 65,100	普通株式 7,841,780	3,452	799,682	3,452	773,982
2021年7月21日 (注) 7	普通株式 1,800	普通株式 7,843,580	4,491	804,173	4,491	778,473
2021年7月22日～ 2022年3月31日 (注) 1	普通株式 38,150	普通株式 7,881,730	4,110	808,284	4,110	782,584
2022年4月1日～ 2022年7月21日 (注) 1	普通株式 24,500	普通株式 7,906,230	866	809,150	866	783,450
2022年7月22日 (注) 8	普通株式 5,000	普通株式 7,911,230	1,670	810,820	1,670	785,120
2023年7月21日 (注) 9	普通株式 5,000	普通株式 7,916,230	1,535	812,355	1,535	786,655

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 有償第三者割当 発行価格77,190円 資本組入額38,595円

割当先 SV-FINTECH 1号投資事業有限責任組合、日本ユニシス株式会社、Merry Gate ホールディングス株式会社、肥銀ベンチャー投資事業有限責任組合、西武しんきんキャピタル企業投資3号投資事業有限責任組合、株式会社仙台銀行、株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング、碧海信用金庫

3. 優先株式の取得及び消却

当社は、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てにつき、定款に定める取得条項に基づき2020年8月13日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2020年8月13日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。

4. 株式1株につき70株とする株式分割によるものであります。
5. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格 1,600円
引受価額 1,472円
資本組入額 736円
6. 有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）
発行価格 1,472円
資本組入額 736円
割当先 大和証券(株)
7. 2021年7月21日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価格 4,990円
資本組入額 2,495円
割当先 取締役4名、執行役員1名
8. 2022年7月22日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価格 668円
資本組入額 334円
割当先 取締役2名
9. 2023年7月21日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行によるものであります。
発行価格 614円
資本組入額 307円
割当先 取締役2名

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（ 1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	3	21	60	17	14	3,726	3,841	—
所有株式数 (単元)	—	397	3,229	8,094	2,083	79	65,199	79,081	8,130
所有株式数 の割合(%)	—	0.5	4.1	10.2	2.6	0.1	82.4	100.0	—

(注)自己株式334,828株は、「個人その他」に3,348単元、「単元未満株式の状況」に28株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
近藤 繁	東京都新宿区	2,404,291	31.7
森垣 昭	神奈川県横浜市青葉区	391,000	5.2
近藤 淳	愛知県春日井市	280,000	3.7
松尾 幸一郎	神奈川県横浜市緑区	267,700	3.5
近藤 正武	愛知県名古屋市中区	249,000	3.3
T I S 株式会社	東京都新宿区西新宿 8 丁目 1 7 - 1	188,300	2.5
有限会社松システム	神奈川県横浜市緑区長津田町 2 3 0 6 - 2 パークスクエア長津田 6 0 1	175,000	2.3
水元 公仁	東京都新宿区	111,900	1.5
株式会社 R K L	東京都新宿区納戸町 3 8 - 3 パークホームズ 市ヶ谷ヒルトップレジデンス 5 0 4	108,000	1.4
株式会社金子事務所	東京都目黒区下目黒 6 丁目 1 2 - 6	102,700	1.4
計	—	4,277,891	56.5

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 334,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,573,300	75,733	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 8,130	—	—
発行済株式総数	7,916,230	—	—
総株主の議決権	—	75,733	—

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済み株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ココペリ	東京都千代田区紀尾井町3-12	334,800	—	334,800	4.22
計	—	334,800	—	334,800	4.22

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使)	4,900	2,298	—	—
そ の 他 (譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 による自己株式の処分)	12,645	5,930	—	—
保有自己株式数	334,828	—	334,828	—

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。当社は現在成長過程にあり、内部留保を確保し、事業規模の拡大や収益力の強化のために優先的に投資することが、将来における企業価値の最大化と、継続的な利益還元につながると考えております。

今後の剰余金の配当につきましては、内部留保の確保とのバランスを考慮した上で実施していくことを基本方針としておりますが、当面は内部留保を優先し、更なる事業の強化を図っていく方針であります。

配当実施の時期につきましては未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

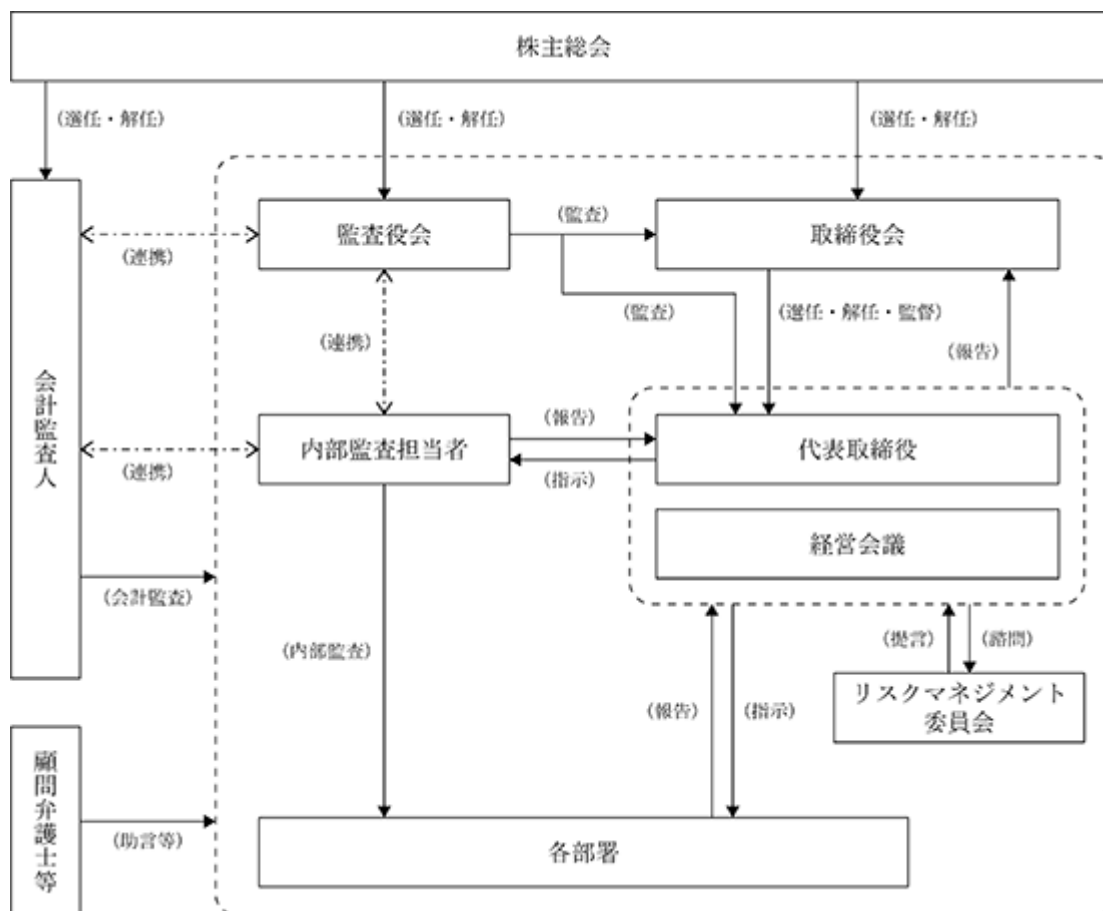
(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業としての収益の拡大と企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速化を進めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備に当たり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築し、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行又は取締役会から独立した監査役に、取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制が可能となると判断し、当該体制を採用しております。

a 取締役会

取締役会は代表取締役CEO 近藤繁が議長を務め、兼子真人、馬庭興平、松尾幸一郎、松本直人の5名（うち松尾幸一郎、松本直人の2名は社外取締役）で構成されております。迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、法令及び定款に定められた事項、経営方針、事業戦略、年度事業計画のほか、経営に関する重要事項の決定を行っております。また全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制を整えており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

b 監査役及び監査役会

監査役は常勤監査役 曾根正昭、非常勤監査役 廣瀬文慎及び波田野馨子の監査役3名（いずれも社外監査

役)で構成され、原則として毎月1回監査役会を開催し、監査結果の共有、監査の有効性及び効率性の確保並びに監査役間での意見交換を行っております。また、監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制を整えております。

また、監査役は会計監査人並びに内部監査担当者と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深めて、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

c 会計監査人

爽監査法人を選任しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役、内部監査部門と連携し、会計監査の実効性を高めるよう努めております。

d 内部監査

代表取締役CEOの命を受けた内部監査担当者が内部監査実施計画書に基づき、各事業部門に対して内部監査を実施しております。なお、内部監査担当者が所属する部署については、代表取締役CEOが別部署から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うことにより、監査の実効性を高めております。

e 経営会議

経営会議は、代表取締役CEO 近藤繁が議長を務め、取締役 兼子真人及び馬庭興平で構成され、常勤監査役 曾根正昭は任意により参加できるものとしております。原則として月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議しております。

f リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント委員会は、取締役コーポレート事業部ゼネラルマネージャー馬庭興平が議長を務め、代表取締役CEO 近藤繁、取締役 兼子真人、常勤監査役 曾根正昭及びグループマネージャーで構成されております。原則として月1回開催しており、全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策について協議し、代表取締役CEO並びに経営会議に提言を行っております。

企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法、会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、「内部統制システムの基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めます。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ロ 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。
- ハ コンプライアンスを確保するための体制の一手段として、「リスクマネジメント委員会」を設置して、各役職員に対するコンプライアンス教育、研修の継続的实施を通じて、全社的なコンプライアンスの推進にあたるものとする。
- ニ 内部監査担当部門は、当社及び当社子会社における各部門及び各拠点を対象に、当社の役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換をし、効率的な内部監査を実施する。
- ホ 法令違反その他法令上の疑義のある行為等の早期発見を目的として内部通報規程を設け、適切に対応する。
- ヘ 反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制の整備強化を図る。
- ト コンプライアンス違反者に対しては、「コンプライアンス規程」及び「就業規則」等に基づき厳正に処分を行う。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、その他の重要な情報等については、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規程に従い、文書または電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ロ 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

(c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において年度及び、中期経営計画を策定し、当該経営計画に基づき各部門における目標及び予算等を設定する。
- ロ 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月1回の定時取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。
- ハ 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「職務権限規程」その他の規程に基づき、取締役及び使用人の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
- ニ 取締役会は、当社の財務、投資、コスト等の項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的施策を各部署に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

(d) 当会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 当社子会社の業務の適正を確保するため、担当部署に担当者を配置し、関係会社管理規程に基づいて当社子会社を管理する。担当部署は、当社子会社から当社に必要な報告を行わせるとともに、子会社の重要業務の執行等について必要に応じて当社の取締役会に報告する。
- ロ 当社の内部監査担当部門は、定期的に当社子会社の業務を監査し、その結果を当社の代表取締役に報告する

(e) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。
- ロ 当社は、リスク管理体制の確立を図るため、横断的組織としてリスクマネジメント委員長を中心とした「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。
- ハ リスクマネジメント委員会での状況のレビューや結果は、必要に応じて取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査役に対して報告する。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて、専任または兼任の使用人を置くこととする。
- ロ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- イ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役または監査役会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。
- ロ 監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部長会等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとする。
- ハ 内部通報制度に基づく通報または監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- イ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査に対する理解を深め監査役監査の環境を整備するよう努めるものとする。
 - ロ 監査役は、専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、会計監査人と連携を図り、取締役会、経営会議、リスクマネジメント委員会等の重要会議に出席するほか、取締役との懇談、社内各部署への聴取及び意見交換、資料閲覧、会計監査人の監査時の立会及び監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、監査役会にて報告、審議を行うこととする。
- ハ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理をすることとする。

b リスク管理体制の整備の状況

(リスク管理及びコンプライアンス)

当社は、当社の事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践を可能にすることを目的に、リスク管理規程を制定し、役職員はリスクマネジメント推進に必要な措置を講じることとしております。

また、コンプライアンス体制を確立し、当社におけるコンプライアンスを徹底することを目的に、コンプライアンス規程を制定しております。組織的または個人的な不正行為等に関する相談・通報を適正に処理するための仕組み（ホットライン）を設けております。

(内部通報制度)

内部外部通報制度規程を制定し、外部通報窓口として当社が別途案内する弁護士、内部通報窓口としてコーポレート事業部内に通報窓口を設置しています。組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報の適正な処理の仕組みを整備することにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を図っております。

(情報管理)

当社は、情報セキュリティ基本方針及び情報システム管理規程を制定し、情報資産の安全性及び適切性の確保に努めております。情報システム管理の主管部門をテクノロジー事業部と定めており、情報システム部門は情報システム管理業務並びにITに関するモニタリング及び監査を実施しております。

(個人情報保護)

当社は、個人情報保護方針及び個人情報保護規程を制定し、当社が業務上、取扱う個人情報の適正な保護・管理に努めております。

c 取締役会で決議できる責任免除について

当社は、職務の遂行に当たり期待できる役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除できる旨を定款で定めております。

d 責任限定契約について

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役が職務を執行するにあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。これに基づき、社外取締役1名及び社外監査役3名との間で、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額が規定する額としております。

e 取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とすることを定款にて定めております。

f 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する

株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

g 株主総会決議事項のうち取締役会で決議できることとした事項

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

また、当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

h 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会は14回開催され、個々の役員の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数
代表取締役CEO	近藤繁	14回
取締役	兼子真人	14回
取締役	馬庭興平	10回
取締役（社外）	松尾幸一郎	13回
取締役（社外）	松本直人	14回
常勤監査役（社外）	曾根正昭	14回
監査役（社外）	廣瀬文慎	13回
監査役（社外）	大村由紀子	4回
監査役（社外）	波田野馨子	10回

(注) 1. 馬庭興平氏及び波田野馨子氏は、2024年6月26日開催の定時株主総会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

2. 大村由紀子氏は、2024年6月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって監査役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容としては、取締役会付議事項の審議に加え、取締役会内で重要施策の進捗確認及び課題と対策について協議しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	近藤 繁	1978年 6 月26日	2002年 4 月 2006年 1 月 2007年 6 月	株式会社みずほ銀行 入行 イー・ステージ株式会社 入社 当社代表取締役CEO（現任）	2 年 (注 3)	普通株式 2,404,291
取締役	兼子 真人	1983年 3 月26日	2006年 4 月 2007年 5 月 2011年11月 2017年 4 月 2019年10月 2021年 6 月 2024年 4 月	株式会社ケイビーエムジェイ (現：株式会社アピリッツ) 入社 株式会社IDGジャパン 入社 株式会社エス・エム・エス 入社 当社入社 当社執行役員 当社執行役員CS事業部長 当社取締役 当社取締役ソリューション事業部 ゼネラルマネージャー（現任）	2 年 (注 3)	普通株式 16,291
取締役	馬庭 興平	1980年 6 月13日	2003年 4 月 2004年 6 月 2010年 6 月 2020年 1 月 2020年 4 月 2024年 6 月	株式会社スルガ銀行 入社 株式会社プロシップ 入社 同社取締役管理本部長 当社入社 コーポレート事業部長 当社執行役員コーポレート事業部 ゼネラルマネージャー 当社取締役コーポレート事業部ゼ ネラルマネージャー（現任）	2 年 (注 3)	普通株式 7,691
取締役	松尾 幸一郎	1973年 5 月12日	1996年 4 月 2005年 8 月 2013年 4 月 2015年 4 月	住商情報システム株式会社（現 SCSK株式会社）入社 アライドアーキテクツ株式会社 取締役 有限会社松システム取締役（現 任） 当社取締役（現任）	2 年 (注 3)	普通株式 442,700
取締役	松本 直人	1980年 3 月23日	2002年 4 月 2016年 3 月 2022年 6 月 2022年 7 月 2022年 8 月 2022年 9 月 2023年 2 月 2023年 3 月 2023年 6 月 2024年11月	フューチャーベンチャーキャピ タル株式会社入社 同社代表取締役社長 株式会社デジアラホールディン グス社外取締役（現任） 株式会社ABAKAM代表取締役(現任) 株式会社神戸大学イノベーション プラットフォーム（現株式会社神 戸大学キャピタル）取締役（現 任） 株式会社スマートバリュー社外取 締役（現任） 株式会社フィル・カンパニー社外 取締役（現任） 株式会社K i p s 取締役 当社取締役（現任） Team Local Capital 株式会社代表 取締役就任（現任） Creww Capital 株式会社代表取締 役就任（現任）	2 年 (注 3)	-
常勤監査役	曽根 正昭	1955年 3 月18日	1977年 4 月 2009年 4 月 2012年 4 月 2013年 4 月 2014年 4 月 2019年 7 月	千代田火災海上保険株式会社 (現あいおいニッセイ同和損害保 険株式会社) 入社 同社執行役員甲信越本部部長 同社執行役員東北本部部長 同社常務執行役員東北本部長 同社常勤監査役 当社監査役（現任）	4 年 (注 4)	普通株式 2,100

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	廣瀬 文慎	1977年 8 月17日	2001年 4 月 2005年 8 月 2007年 5 月 2019年 5 月 2019年 7 月 2020年 9 月 2021年 6 月 2023年12月	株式会社第一勧業銀行（現株式会 社みずほ銀行）入行 日興コーディアル証券株式会社 （現SMBC日興証券株式会社）入社 株式会社スタートトゥデイ（現株 式会社ZOZO）入社 内部監査室長 同社執行役員経営管理本部長 当社監査役（現任） 株式会社yutori取締役（現任） 株 式 会 社 ZOZO 取 締 役 兼 COO（ 現 任 ） 株式会社ヒュープロ社外取締役 （現任）	4 年 (注 4)	普通株式 2,100
監査役	波田野 馨子	1975年 4 月21日	2008年12月 2017年 9 月 2018年11月 2021年10月 2022年 2 月 2022年 4 月 2022年12月 2023年 4 月 2023年 6 月 2024年 6 月 2024年 6 月 2024年12月	弁護士登録 森法律事務所入所 スターフェスティバル株式会社常 勤社外監査役 株式会社ツクルバ社外監査役 株式会社トラストリッジ常勤社外 監査役 波田野総合法律事務所設立（現 任） 神奈川県弁護士会副会長 株式会社ルクレ社外取締役（現 任） 株式会社アブレ監査役（現任） 株 式 会 社 Kids Smile Holdings （ 現 株 式 会 社 Smile Holdings ） 社外取締役(監査等委員)（現任） 当社監査役（現任） リージョナルフィッシュ株式会社 社外監査役就任（現任） 株式会社アトラエ社外取締役（現 任）	4 年 (注 4)	-
計						普通株式 2,875,172

- (注) 1．取締役松尾幸一郎及び松本直人は、社外取締役であります。
- 2．監査役曽根正昭、廣瀬文慎及び波田野馨子は、社外監査役であります。なお、波田野馨子氏の戸籍上の氏名は、松本馨子であります。
- 3．取締役近藤繁、兼子真人、馬庭興平、松尾幸一郎及び松本直人の任期は、2024年 3 月期に係る定時株主総会の終結の時から2026年 3 月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4．監査役曽根正昭、廣瀬文慎及び波田野馨子の任期は、2024年 3 月期に係る定時株主総会の終結の時から2028年 3 月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5．取締役松尾幸一郎の所有株式数は、有限会社松システムが保有する株式数を含めた実質所有株式数で記載しております。

社外役員の状況

当社は、社外取締役 2 名、社外監査役 3 名を選任しております。

社外取締役の松尾幸一郎氏は、長年にわたる豊富なシステム開発及び運用に係る知見や経営者としての経験を有しており、当社の経営に適切な助言を行っていただくことが期待できることから選任しております。同氏は当社の株式を所有しておりますが、この関係以外に同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係またはその他の利害関係はありません。

社外取締役の松本直人氏は、地域金融や中小企業育成に精通し、上場企業のガバナンスや経営に豊富な知見を有しており、当該見識を活かして取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待できることから選任しております。同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係またはその他の利害関係はありません。

社外監査役の曽根正昭氏は、長年にわたる金融業界の経験と豊富な経営管理の知識を有しており、客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく、適切な助言と監査を行っていただくことが期待できることから選任しております。同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係またはその他の利害関係はありません。

社外監査役の廣瀬文慎氏は、長年にわたるインターネット業界における豊富な知見や管理部門に従事した経験を踏まえた財務及び内部統制等に係る知見を有しており、客観的かつ中立の立場で当社の監査を行っていただくことが期待できることから選任しております。同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係または

その他の利害関係はありません。

社外監査役の波田野馨子氏は、弁護士として、法律面での高度な専門的知識と複数の企業における社外役員経験を有しており、当社の経営に対し、客観的かつ中立の立場で当社の監査を行っていただくことが期待できることから、社外監査役に選任しております。同氏と当社との間に、人的関係、資本的关系、取引関係またはその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する明確な基準・方針は定めておりませんが、その選任に際しては、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、経歴や当社との関係を踏まえて一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できることを条件に、個別に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、独立した立場で取締役会に出席し、その有している見識等に基づき、議案等に対して適宜提言を行うことで、当社の業務執行に対する監督機能の強化と透明性の向上を図っております。

社外監査役は、独立性及び中立の立場から客観的に監査意見を表明し、監査体制の独立性及び中立性の向上に努めております。

社外監査役は内部監査担当者からの内部監査に関する報告を定期的に受けるほか、効率的・効果的に監査役監査を行うため、内部監査担当者及び会計監査人との情報交換を含む綿密な協力関係を維持しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a 監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の合計3名で構成され、いずれも社外監査役であります。

原則として月1回開催される監査役会にて、監査結果の共有、監査の有効性及び効率性の確保並びに監査役間での意見交換を行っております。監査役会は、監査方針及び監査計画（重点監査項目、監査対象、監査の方法、実施時期、その他必要事項）を立案し、監査役会において決議のうえで策定します。監査役の職務の分担は、監査役間での協議を踏まえ、監査役会の決議を経て決定します。監査役会は、決議された監査方針及び監査計画について、代表取締役CEOに説明しております。

監査役は、監査役会で策定した監査の方針・業務の分担に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるほか、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に対してその説明を求めています。

b 監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は毎月1回開催しており、必要に応じて随時開催しており、監査役は全ての監査役会に出席しております。監査役会における主な検討事項として、監査方針・監査計画、監査業務の分担、監査役の活動報告等があります。

また、常勤監査役は、重要な会議として、取締役会のほか経営会議及びリスクマネジメント委員会へ出席し、重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ随時情報を発信することにより情報共有に努めております。

内部監査の状況

a 内部監査の組織、人員及び手続

当社では、独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役CEOが指名する内部監査担当者1名が年間の内部監査計画に基づき、所属する部署を除く全部門における業務監査を実施しております。また、内部監査担当者が所属する部署については、代表取締役CEOが別部署から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。

内部監査担当者は、定期監査について内部監査計画（監査方針、監査重点項目、被監査部門、監査内容、実施時期、監査担当者、その他必要事項）を立案し、代表取締役CEOの承認を受けております。この内部監査計画に基づき、定期監査の実施計画を策定し、被監査部門に通知し、実地監査もしくは書面監査またはこれらの併用により監査を実施しております。

監査結果については、内部監査報告書を作成し、代表取締役CEO及び常勤監査役に報告するとともに、被監査部門に対しては、改善事項の具体的な指摘及び勧告を行っております。また、常勤監査役とは毎月定例でそれぞれの監査結果を報告する打ち合わせを実施しております。後日、被監査部門から改善状況の報告を受け、改善状況を確認することで実効性の高い監査の実施に努めております。

b 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社では、内部監査担当者は監査の実効性を高めることを目的として、監査役及び会計監査人と相互連携を図り、内部監査の実施状況等について情報交換を行うため、定期的に会合を行うことにより三様監査の実効性を高めております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

爽監査法人

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 遠山 景一

業務執行社員 池田 博行

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模を持つこと、万全の監査体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、株式公開に係る監査実績等を踏まえたうえで総合的に評価し、当該監査法人を選定いたしました。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、コーポレート事業部経理・総務グループに会計監査人の監査業務について確認するほか、監査役会として会計監査人から直接監査業務について報告を受けております。監査役会は、会計監査人の監査品質を確認し、監査業務の適切性及び妥当性を評価するとともに、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても問題がないことを確認しております。

g 監査法人の異動

当社は、2025年6月25日開催の定時株主総会において以下のとおり監査法人の選任を決議いたしました。

第18期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）（連結・個別） 爽監査法人

第19期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）（連結・個別） 應和監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次の通りであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

應和監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

爽監査法人

(2) 当該異動の年月日

2025年6月25日（第18回定時株主総会開催日）

(3)退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日
2023年6月23日

(4)退任する監査公認会計士等が直近２年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。

(5)当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である爽監査法人は2025年６月25日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。再任に至らなかった理由と致しましては、監査業界を取り巻く環境が変化する中で監査品質を確保した上で監査業務を提供するにあたり、人員確保が困難であるとの判断により、爽監査法人から契約更新の辞退の申し出があったためであります。

これを受け、監査役会は、当社の事業規模に応じた新たな視点での機動的な監査が期待できることに加え、専門性、独立性、品質管理体制、監査報酬等を総合的に勘案した結果、新たに会計監査人として應和監査法人を選任するものであります。

(6)上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査役会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,000	—	23,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	22,000	—	23,000	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日程等を十分に勘案したうえで、監査役会の同意を得て決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるか、必要な検証を行ったうえで、監査品質を維持向上していくために合理的な水準にあると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

ア．当該方針の決定の方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動する報酬とすべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年6月22日開催の取締役会において決議しております。

イ．決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としての新株予約権報酬により構成します。

基本報酬は月例の固定報酬とし、担当業務、会社業績及び他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定し、毎月現金で支払うものとします。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬及び新株予約権報酬（ストック・オプション）とします。

譲渡制限付株式報酬を付与する場合、譲渡制限付株式割当契約においては、2年間から5年間までのうち取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、法令、社内規則又は譲渡制限付割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得すること等を定めます。譲渡制限付株式報酬の付与にあたっては、制度の目的、対象者の職責の範囲、役位その他諸般の事情を勘案し、適切な水準を設定します。同様の考え方に基つき、社外取締役に対しても、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬を設定します。なお、譲渡制限付株式報酬を付与する場合には、株主総会が定める上限の範囲内で、原則として一事業年度につき一度付与します。

新株予約権（ストック・オプション）を付与する場合、割当数については担当業務及び従業員等とのバランスを考慮しながら、総合的に勘案して決定し、定時株主総会後に付与するものとします。

当社の取締役の種類別の報酬割合については、担当業務、会社業績及び他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定される基本報酬と非金銭報酬の割合とします。

ウ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

エ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年6月22日開催の第13回定時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しており、2024年6月26日開催の第17回定時株主総会において、これとは別枠で譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額25百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）と決議しております。

監査役の金銭報酬の額は、2020年6月22日開催の第13回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。

オ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役CEO近藤繁が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定としております。なお、非金銭報酬は、取締役会で取締役個人別の割当数を決議しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役CEOが最も適しているからであります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	37,539	33,570	—	3,969	3
社外取締役	6,624	6,500	—	124	2
社外監査役	11,650	11,650	—	—	4

(注) 役員の報酬には使用人分給与を含んでおりません。

役員ごとの報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、随時最新の会計制度変更等の情報を入手しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,314,834	1,394,162
売掛金及び契約資産	1 133,540	1 122,755
前払費用	31,607	38,183
その他	32,643	15,853
貸倒引当金	920	775
流動資産合計	1,511,704	1,570,180
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 3,143	2 3,061
建物附属設備（純額）	2 61,885	2 54,412
工具、器具及び備品（純額）	2 28,730	2 28,675
リース資産（純額）	-	2 2,750
有形固定資産合計	93,758	88,899
無形固定資産		
ソフトウェア	164,459	168,469
ソフトウェア仮勘定	52,488	260,508
のれん	300,579	238,189
無形固定資産合計	517,527	667,166
投資その他の資産		
繰延税金資産	40,897	55,654
その他	56,008	49,358
貸倒引当金	378	-
投資その他の資産合計	96,527	105,012
固定資産合計	707,813	861,079
資産合計	2,219,518	2,431,259

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	37,861	63,664
未払費用	79,605	65,499
1年内返済予定の長期借入金	55,884	51,680
未払法人税等	27,318	92,881
契約負債	39,599	25,962
その他	54,684	83,908
流動負債合計	294,953	383,596
固定負債		
長期借入金	142,393	124,059
退職給付に係る負債	12,735	14,852
その他	2,006	3,379
固定負債合計	157,134	142,290
負債合計	452,087	525,887
純資産の部		
株主資本		
資本金	812,355	812,355
資本剰余金	786,655	786,655
利益剰余金	295,433	420,328
自己株式	165,102	156,873
株主資本合計	1,729,341	1,862,464
新株予約権	38,089	42,907
純資産合計	1,767,430	1,905,372
負債純資産合計	2,219,518	2,431,259

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	1 1,821,032	1 2,007,546
売上原価	830,453	867,668
売上総利益	990,578	1,139,878
販売費及び一般管理費	2 956,684	2 942,015
営業利益	33,894	197,862
営業外収益		
受取利息及び配当金	620	761
受取保険金	6,060	1,271
雑収入	1,991	1,920
営業外収益合計	8,672	3,952
営業外費用		
支払利息	1,629	1,797
自己株式取得費用	399	-
雑損失	168	75
営業外費用合計	2,198	1,872
経常利益	40,368	199,942
特別利益		
新株予約権戻入益	5,792	8,368
事業譲渡益	2,000	-
事業分離における移転利益	-	3,000
特別利益合計	7,792	11,368
特別損失		
固定資産除売却損	3 1,801	-
投資有価証券売却損	303	-
特別損失合計	2,105	-
税金等調整前当期純利益	46,055	211,311
法人税、住民税及び事業税	38,262	100,191
法人税等調整額	25,561	14,756
法人税等合計	12,700	85,434
当期純利益	33,354	125,877
親会社株主に帰属する当期純利益	33,354	125,877

【連結包括利益計算書】

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
当期純利益	33,354	125,877
包括利益	33,354	125,877
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	33,354	125,877

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	810,820	785,120	277,678	84,440	1,789,178
当期変動額					
新株の発行	1,535	1,535			3,070
親会社株主に帰属する 当期純利益			33,354		33,354
自己株式の取得				99,987	99,987
自己株式の処分			15,600	19,325	3,725
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,535	1,535	17,754	80,662	59,837
当期末残高	812,355	786,655	295,433	165,102	1,729,341

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	31,089	1,820,268
当期変動額		
新株の発行		3,070
親会社株主に帰属する 当期純利益		33,354
自己株式の取得		99,987
自己株式の処分		3,725
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	6,999	6,999
当期変動額合計	6,999	52,837
当期末残高	38,089	1,767,430

当連結会計年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	812,355	786,655	295,433	165,102	1,729,341
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			125,877		125,877
自己株式の取得					
自己株式の処分			982	8,228	7,246
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			124,895	8,228	133,123
当期末残高	812,355	786,655	420,328	156,873	1,862,464

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	38,089	1,767,430
当期変動額		
親会社株主に帰属する 当期純利益		125,877
自己株式の取得		-
自己株式の処分		7,246
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	4,818	4,818
当期変動額合計	4,818	137,941
当期末残高	42,907	1,905,372

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	46,055	211,311
減価償却費	94,439	122,765
事業分離における移転利益	-	3,000
のれん償却額	54,786	62,390
受取利息及び受取配当金	620	761
支払利息	1,629	1,797
投資有価証券売却損益（ は益）	303	-
固定資産除売却損益（ は益）	1,801	-
株式報酬費用	17,001	17,530
新株予約権戻入益	5,792	8,368
売上債権の増減額（ は増加）	21,362	14,034
未払消費税等の増減額（ は減少）	9,468	9,034
仕入債務の増減額（ は減少）	27,796	25,802
その他	45,724	5,545
小計	179,783	446,991
利息の受取額	620	761
利息の支払額	1,587	1,731
法人税等の支払額	38,105	36,241
営業活動によるキャッシュ・フロー	140,710	409,779
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	14,684	15,156
無形固定資産の取得による支出	146,744	290,398
投資有価証券の売却による収入	2,145	-
保険積立金の積立による支出	-	1,500
保険積立金の解約による収入	11,579	775
子会社株式の取得による支出	2 40,737	-
敷金の差入による支出	1,583	25
敷金の返還による収入	156	24
事業譲渡による収入	14,632	-
事業分離による支出	-	1,916
その他	-	200
投資活動によるキャッシュ・フロー	175,236	308,397
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	47,386	72,538
長期借入れによる収入	-	50,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	3,070	-
自己株式の取得による支出	99,987	-
新株予約権の行使による自己株式の処分による収入	3,725	746
リース債務の返済による支出	-	263
財務活動によるキャッシュ・フロー	140,578	22,054
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	175,104	79,328
現金及び現金同等物の期首残高	1,489,938	1,314,834
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,314,834	1 1,394,162

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社ココペリ経営サポート

キー・ポイント株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 39年

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能年数（3年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年です。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額を、退職給付に係る負債として計上しております。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算においては、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは中小企業の成長を支援するBtoB・SaaSモデルのビジネスプラットフォーム事業を展開しており、具体的には、中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」、ビジネスマッチング管理「BMポータル」及び法人ポータルサイト等、その他サービスとして、補助金活用コンサルティング及びファイル送受信・共有サービス「WebFile」等の提供を行っております。これらから発生した収益に係る計上基準は次の通りであります。

それぞれの事業においては、主にシステム開発等及びシステム利用サービスの提供並びに保守運用サービスの提供を行っております。

システム開発等については、ソフトウェア等の開発を履行義務として認識しており、開発作業の進捗に伴って顧客に成果が移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準で収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム利用サービスについては、各種システムのサービス提供を、保守運用については、各種システムの運用管理、保守メンテナンスサービスの提供を履行義務として認識しており、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、契約期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

補助金活用コンサルティングについては、補助金に関する書類の作成のアドバイス及びチェック等を履行義務と認識しており、その採択がされた時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された金額で測定しており、対価は履行義務充足時点から1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	300,579	238,189

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

連結子会社の株式取得によりにより生じたのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、企業結合日における当該株式の取得原価と純資産の差額から算出しております。また、経営環境の著しい悪化等、減損の兆候が発生した場合には、減損の兆候があると判断し、減損損失を計上する可能性があります。なお、当連結会計年度においては、認識されたのれんについて、減損の兆候はないと判断しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは取締役会によって承認された予算を含む事業計画に基づいて見積っております。事業計画においては、過年度実績や将来の成長見込等を勘案した予測売上高が含まれております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該会計上の見積りについて、市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結財務諸表におけるのれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	40,897	55,654

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針により、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、売上の大宗を占めるBig Advance予想導入金融機関数及びBig Advance予想企業会員数であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定であるBig Advance予想導入金融機関数及びBig Advance予想企業会員数は見積りの不確実性があり、導入金融機関数及び企業会員数の変動に伴い、課税所得の見積額が変動し、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

（未適用の会計基準）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「未収入金」に表示していた22,529千円は、「その他」22,529千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 「売掛金及び契約資産」のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）（３） 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しています。

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,150千円	3,150千円
建物附属設備	77,680千円	77,680千円
工具、器具及び備品	86,368千円	101,446千円
リース資産	- 千円	3,056千円
減価償却累計額	73,440千円	96,433千円
有形固定資産合計	93,758千円	88,899千円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費および一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料手当	354,774千円	334,135千円
賞与引当金繰入額	233 "	2,598 "
減価償却費	15,690 "	13,970 "
採用教育費	40,684 "	45,745 "
外注費	96,234 "	75,516 "
貸倒引当金繰入額	74 "	129 "
退職給付費用	48 "	338 "

3 固定資産除売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他(工具、器具及び備品)	1,801千円	— 千円
計	1,801千円	— 千円

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	303千円	— 千円
組替調整額	303 "	— "
法人税等及び税効果調整前	—	—
法人税等及び税効果額	—	—
その他有価証券評価差額金	—	—
その他の包括利益合計	—	—

(連結株主資本等変動計算書関係)
前連結会計年度(自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,911,230	5,000	—	7,916,230
合計	7,911,230	5,000	—	7,916,230

(変動事由の概要)
普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。
譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加 5,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	103,973	272,200	23,800	352,373
合計	103,973	272,200	23,800	352,373

(変動事由の概要)
自己株式の増加数の主な内訳は、次の通りであります。
2024年 2 月14日開催の取締役会決議による自己株式の取得による増加 272,200株
ストック・オプションの行使による減少 23,800株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	38,089
合計			—	—	—	—	38,089

4 配当に関する事項
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,916,230	—	—	7,916,230
合計	7,916,230	—	—	7,916,230

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	352,373	—	17,545	334,828
合計	352,373	—	17,545	334,828

(変動事由の概要)

自己株式の増加数の主な内訳は、次の通りであります。

ストック・オプションの行使による減少 17,545株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	42,907
合計			—	—	—	—	42,907

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
現金及び預金	1,314,834千円	1,394,162千円
現金及び現金同等物	1,314,834千円	1,394,162千円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

株式の取得により新たにキー・ポイント株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純増)との関係は次の通りであります。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
流動資産	47,592 千円
固定資産	32,660 千円
のれん	111,522 千円
流動負債	53,501 千円
固定負債	70,774 千円
株式の取得価額	67,500 千円
現金及び現金同等物	26,762 千円
差引：取得のための支出	40,737 千円

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1．ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として、営業活動に使用する社用車であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4．会計方針に関する事項 (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2．オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資、または銀行借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払費用は1年以内に支払期日が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い定期的に取引先の状況を確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」「受取手形」「売掛金及び契約資産」「買掛金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度(2024年 3 月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(一年内返済予定の長期借入金を含む)	198,277	195,013	3,263

当連結会計年度(2025年 3 月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(一年内返済予定の長期借入金を含む)	175,739	172,600	3,138
合計	175,739	172,600	3,138

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,314,834	—	—	—
売掛金及び契約資産	133,540	—	—	—
合計	1,448,374	—	—	—

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,394,162	—	—	—
売掛金及び契約資産	122,755	—	—	—
合計	1,516,918	—	—	—

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(一年内返済予定の長期借入金を含む)	55,884	46,180	33,648	27,024	11,753	23,788
合計	55,884	46,180	33,648	27,024	11,753	23,788

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(一年内返済予定の長期借入金を含む)	51,680	40,800	34,176	18,905	17,898	12,280
合計	51,680	40,800	34,176	18,905	17,898	12,280

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価。

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時間算定に係るインプットを用いて算定した時価。

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(１) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(２) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年３月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金 (一年内返済予定の長期借入金を含む)	—	195,013	—	195,013
負債計	—	195,013	—	195,013

当連結会計年度(2025年３月31日)

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金 (一年内返済予定の長期借入金を含む)	—	172,600	—	172,600
負債計	—	172,600	—	172,600

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・長期借入金(一年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	2,145	7	311
合計	2,145	7	311

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	—千円	12,735千円
退職給付費用	12,783	2,496
退職給付の支払額	48	379
退職給付に係る負債の期末残高	12,735	14,852

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
退職給付に係る負債	12,735千円	14,852千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	12,735	14,852

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 12,783千円 当連結会計年度 2,496千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価	3,564千円	5,481千円
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	13,436千円	12,049千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	5,792千円	8,368千円

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第３回 - １ 新株予約権	第３回 - ２ 新株予約権
決議年月日	2017年６月28日	2017年12月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 １名 当社従業員 ２名 当社取引先 １名	当社従業員 ４名
株式の種類及び付与数(株)（注）	普通株式 84,000	普通株式 35,000
付与日	2017年６月30日	2017年12月25日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １．株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １．株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年６月１日～2027年５月31日	2020年１月１日～2027年12月31日

	第４回 - １ 新株予約権	第５回 - ２ 新株予約権
決議年月日	2018年10月15日	2020年２月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 ６名	当社取締役 １名 当社監査役 ２名 当社従業員 ２名
株式の種類及び付与数(株)（注）	普通株式 46,900	普通株式 79,100
付与日	2018年10月31日	2020年２月28日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １．株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １．株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年11月１日～2028年10月31日	2022年３月１日～2030年２月28日

	第 6 回	第 7 回
決議年月日	2021年 7 月 1 日	2022年 7 月 8 日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 名 当社従業員 30名	当社従業員 60名
株式の種類及び付与数(株)(注)	普通株式 22,500	普通株式 54,000
付与日	2021年 7 月 1 日	2022年 7 月 8 日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 . 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のとおりで あります。	「第 4 提出会社の状況 1 . 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のとおりで あります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありませ ん。	対象勤務期間の定めはありませ ん。
権利行使期間	2023年 7 月 2 日 ~ 2031年 7 月 1 日	2024年 7 月 9 日 ~ 2032年 6 月23 日

	第 8 回	第 9 回
決議年月日	2023年 7 月 7 日	2024年 7 月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 81名	当社従業員 80名
株式の種類及び付与数(株)(注)	普通株式 64,100	普通株式 50,300
付与日	2023年 7 月 7 日	2024年 7 月11日
権利確定条件	「第 4 提出会社の状況 1 . 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のとおりで あります。	「第 4 提出会社の状況 1 . 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のとおりで あります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありませ ん。	対象勤務期間の定めはありませ ん。
権利行使期間	2025年 7 月 8 日 ~ 2033年 6 月22 日	2026年 7 月12日 ~ 2034年 6 月26 日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年 2 月 1 日付で普通株式 1 株につき100株、2020年10月23日付で普通株式 1 株につき70株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年 3 月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第 3 回 - 1 新株予約権	第 3 回 - 2 新株予約権	第 4 回 - 1 新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	17,500	7,000	3,150
権利確定	—	—	—
権利行使	3,500	—	1,400
失効	—	—	—
未行使残	14,000	7,000	1,750

	第 5 回 - 2 新株予約権	第 6 回	第 7 回
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	70,000	8,500	30,800
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	3,000	3,700
未行使残	70,000	5,500	27,100

	第 8 回	第 9 回
権利確定前(株)		
前事業年度末	51,700	—
付与	—	50,300
失効	6,600	5,400
権利確定	—	—
未確定残	45,100	44,900
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

単価情報

	第 3 回 - 1 新株予約権	第 3 回 - 2 新株予約権
権利行使価格(円)	129	129
行使時平均株価(円)	327	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第 4 回 - 1 新株予約権	第 5 回 - 2 新株予約権
権利行使価格(円)	211	363
行使時平均株価(円)	362	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
権利行使価格(円)	4,400	801
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権
--	------------	------------

権利行使価格(円)	549	560
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	298

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年2月1日付で普通株式1株につき100株、2020年10月23日付で普通株式1株につき70株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積り方法

株価変動性	(注) 1	63.07%
予想残存期間	(注) 2	6年
予想配当	(注) 3	0円/株
無リスク利率	(注) 4	0.654%

(注) 1. 自社の株価情報を参照したうえで類似企業の株価情報も参考にする方法として、当社及び類似上場企業の株価変動性(年率)の平均値を使用しています。

2. 行使期間の中央までの年数である6年としています。

3. 2025年3月期の予想配当によります。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債利回りとして、6年国債利回りである0.654%を使用しています。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	4,998 千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	904 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,788千円	6,677千円
貸倒引当金	91 "	242 "
減価償却超過額	10,829 "	20,261 "
新株予約権	10,953 "	— "
株式報酬費用	709 "	13,524 "
一括償却資産	396 "	746 "
賞与引当金	990 "	1,067 "
退職給付に係る負債	4,276 "	5,256 "
税務上の繰越欠損金(注)	15,593 "	7,242 "
その他	9,689 "	12,018 "
繰延税金資産小計	56,318千円	67,038千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	9,470 "	3,862 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額	5,951 "	7,521 "
評価性引当額小計	15,421 "	11,384 "
繰延税金資産合計	40,897千円	55,654千円
繰延税金負債		
その他	—千円	—千円
繰延税金負債合計	—千円	—千円
繰延税金資産純額	40,897千円	55,654千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:千円)							
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	—	—	—	—	—	15,593	15,593
評価性引当額	—	—	—	—	—	9,470	9,470
繰延税金資産(2)	—	—	—	—	—	6,123	6,123

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)							
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	—	—	—	—	—	7,242	7,242
評価性引当額	—	—	—	—	—	3,862	3,862
繰延税金資産(2)	—	—	—	—	—	3,380	3,380

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.46%	1.04%
住民税均等割	8.01%	2.17%
賃上げ促進税制による税額控除	14.45%	0.37%
評価性引当額の増減	47.87%	1.95%
取得関連費用	10.64%	—%
のれん償却額	36.43%	9.04%
その他	1.75%	0.12%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.58%	40.43%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、防衛特別法人税が創設されたことから、2027年4月1日以降に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については法定実効税率が変更されます。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、建物の賃貸借契約に係る原状回復義務について、資産除去債務の計上に代えて資産計上された敷金等のうち、回収が見込めない金額を合理的に見積り、敷金等から残余賃貸期間で償却する方法をとっております。

その結果、原状回復費用の総額は34,623千円と見積もられ、当連結会計年度に帰属する8,126千円を当期の費用に計上しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、建物の賃貸借契約に係る原状回復義務について、資産除去債務の計上に代えて資産計上された敷金等のうち、回収が見込めない金額を合理的に見積り、敷金等から残余賃貸期間で償却する方法をとっております。

その結果、原状回復費用の総額は34,623千円と見積もられ、当連結会計年度に帰属する8,241千円を当期の費用に計上しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	Big Advance	その他のサービス (注) 1	合計
一時点で移転される財又はサービス (注) 2	32,713	184,507	217,220
一定期間にわたり移転される財又はサービス	1,539,618	64,193	1,603,811
顧客との契約から生じる収益	1,572,331	248,700	1,821,032
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,572,331	248,700	1,821,032

(注) 1. 「その他のサービス」は、FAI及びITサポートサービス並びに補助金活用コンサルティングサービスによって構成されております。

2. 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	Big Advance	その他のサービス (注) 1	合計
一時点で移転される財又はサービス (注) 2	68,683	433,823	502,507
一定期間にわたり移転される財又はサービス	1,457,736	47,303	1,505,039
顧客との契約から生じる収益	1,526,420	481,126	2,007,546
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,526,420	481,126	2,007,546

(注) 1. 「その他のサービス」は、補助金活用コンサルティングサービス並びにメール送受信・共有サービス等によって構成されております。

2. 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記の通りです。

(単位：千円)

	2024年3月31日		2025年3月31日	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	90,246	127,696	127,696	105,976
契約資産	-	5,843	5,843	16,778
契約負債	24,249	39,599	39,599	25,962

契約資産は、主にビジネスプラットフォーム事業における履行義務の充足に伴う収益の認識によって増加し、顧客による検収を受けて請求を行うことにより減少いたします。

契約負債は、主にビジネスプラットフォーム事業において契約に基づく役務の提供に先立って受領した対価に関連するものであり、当社が契約に基づき履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。

なお、期首における契約負債のうち、当連結会計年度において収益に認識した金額は32,752千円であります。

残存する履行義務に配分された取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは、ビジネスプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%以上を占める特定の顧客がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の10%以上を占める特定の顧客がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、ビジネスプラットフォーム事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

１．連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

２．連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

３．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	228.63円	245.66円
1 株当たり当期純利益	4.28円	16.62円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	4.26円	16.57円

(注) 1 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	33,354	125,877
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	33,354	125,877
普通株式の期中平均株式数(株)	7,790,480	7,573,504
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	39,571	25,052
(うち新株予約権(株))	(39,571)	(25,052)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2021年6月22日開催の定時 株主総会による第6回新株 予約権 新株予約権の数120個 (普通株式12,000株) 2022年6月23日開催の取締 役会による第7回新株予約 権 新株予約権の数407個 (普通株式40,700株) 2023年6月22日開催の取締 役会による第8回新株予約 権 新株予約権の数641個 (普通株式64,100株)	2021年6月22日開催の定時 株主総会による第6回新株 予約権 新株予約権の数55個 (普通株式5,500株) 2022年6月23日開催の取締 役会による第7回新株予約 権 新株予約権の数271個 (普通株式27,100株) 2023年6月22日開催の取締 役会による第8回新株予約 権 新株予約権の数451個 (普通株式45,100株) 2024年6月26日開催の取締 役会による第9回新株予約 権 新株予約権の数449個 (普通株式44,900株)

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,767,430	1,905,372
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	38,089	42,907
(うち新株予約権(千円))	(38,089)	(42,907)
(うち非支配株主持分(千円))	(—)	(—)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,729,341	1,862,464
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	7,563,857	7,581,402

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2025年6月25日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

1. 処分の概要

- 処分期日 2025年7月24日
- 処分する株式の種類及び株式数 当社普通株式 32,584株
- 処分価額 1株につき 491円
- 処分価額の総額 15,998,744円
- 募集又は割当方法 特定譲渡制限付株式を割当てる方法
- 出資の履行方法 金銭報酬債権の現物出資による
- 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割当てる株式の数 当社取締役 3名 30,548株
当社子会社取締役2名 2,036株
- 譲渡制限期間 2025年7月24日から2028年7月24日まで

2. 処分の目的及び理由

当社の取締役及び子会社取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、発行することを決議いたしました。

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

2025年6月25日の取締役会において、当社従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権の発行について、下記のとおり決議いたしました。

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値向上に資することを目的として、当社従業員に対して新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 50,900株

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。

新株予約権の割当対象者及び割当予定

当社従業員 83名 509株

新株予約権の割当日

2025年7月10日

新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

１株当たりの行使価額は、割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。新株予約権の割当日前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値とする。

新株予約権の行使期間

2027年７月11日から2035年６月25日まで

新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権者は、当該新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

（２）その他の条件については、新株予約権発行にかかる取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

（タイ王国における子会社設立）

当社は、2025年６月25日開催の取締役会において、以下のとおりタイ王国に子会社を設立することを決議いたしました。

１．子会社設立の目的

当社は、国内の中小企業が海外企業と言語の壁を超えてお互いの母国語で安心してビジネスマッチングを可能とする、海外ビジネスマッチングプラットフォーム「BIG ADVANCE GLOBAL」を2025年６月20日にリリースしております。

この度、タイ王国における「BIG ADVANCE GLOBAL」のサービスを開始するにあたり、同国における「BIG ADVANCE GLOBAL」を展開していくため、子会社を設立することとしております。

２．設立する子会社の概要

(1)名称	KOKOPELLI ASIA Co., Ltd.		
(2)所在地	20 Soi Sukhumvit 67, Sukhumvit Rd., North Phrakhanong, Wattana, Bangkok, THAILAND		
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 近藤 繁（当社代表取締役CEO）		
(4)事業内容	海外ビジネスマッチングプラットフォーム「BIG ADVANCE GLOBAL」の開発及び提供		
(5)資本金	400万タイバーツ（約17,600千円）		
(6)設立年月日	2025年７月（予定）		
(7)大株主及び持株比率	当社	49.0%	
	J-Will International(Thailand) Co., Ltd.	51.0%	

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	55,884	51,680	0.95%	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	142,393	124,059	0.98%	2026年1月25日～ 2032年7月25日
合計	198,277	175,739	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	40,800	34,176	18,905	17,898

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	605,155	1,052,680	1,550,757	2,007,546
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (千円)	56,303	82,861	168,190	211,311
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	24,085	36,715	90,913	125,877
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	3.18	4.85	12.01	16.62

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益 (円)	3.18	1.67	7.15	4.61

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,071,546	1,057,771
売掛金及び契約資産	95,145	100,091
前払費用	28,782	33,525
その他	1 17,177	1 8,137
貸倒引当金	721	639
流動資産合計	1,211,930	1,198,885
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	58,132	50,922
工具、器具及び備品	18,276	20,067
有形固定資産合計	76,409	70,990
無形固定資産		
ソフトウェア	164,459	168,469
ソフトウェア仮勘定	52,488	260,508
無形固定資産合計	216,947	428,977
投資その他の資産		
関係会社株式	543,500	543,500
破産更生債権等	378	—
繰延税金資産	33,897	49,150
差入保証金	40,498	32,602
その他	1,592	3,266
貸倒引当金	378	—
投資その他の資産合計	619,488	628,520
固定資産合計	912,845	1,128,488
資産合計	2,124,775	2,327,373
負債の部		
流動負債		
買掛金	29,036	1 44,412
1年内返済予定の長期借入金	19,992	19,992
未払金	1 16,774	1 33,936
未払費用	67,128	56,930
未払法人税等	27,144	72,765
未払消費税等	18,161	13,855
契約負債	4,671	—
預り金	5,613	5,620
流動負債合計	188,521	247,513
固定負債		
長期借入金	53,352	33,360
固定負債合計	53,352	33,360
負債合計	241,873	280,873

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	812,355	812,355
資本剰余金		
資本準備金	786,655	786,655
資本剰余金合計	786,655	786,655
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	410,904	561,455
利益剰余金合計	410,904	561,455
自己株式	165,102	156,873
株主資本合計	1,844,812	2,003,592
新株予約権	38,089	42,907
純資産合計	1,882,901	2,046,500
負債純資産合計	2,124,775	2,327,373

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
売上高	1,610,622	1,540,528
売上原価	722,778	614,430
売上総利益	887,843	926,097
販売費及び一般管理費	1, 2 808,792	1, 2 749,762
営業利益	79,051	176,335
営業外収益		
受取利息	11	594
受取配当金	1 20,000	1 20,000
業務受託料	1 6,000	1 7,200
雑収入	1,544	1,780
営業外収益合計	27,556	29,574
営業外費用		
自己株式取得費用	399	-
支払利息	829	782
雑損失	59	75
営業外費用合計	1,289	857
経常利益	105,317	205,052
特別利益		
新株予約権戻入益	5,792	8,368
事業譲渡益	2,000	-
事業分離における移転利益	-	3,000
特別利益合計	7,792	11,368
特別損失		
固定資産除却損	81	-
特別損失合計	81	-
税引前当期純利益	113,028	216,421
法人税、住民税及び事業税	37,987	80,141
法人税等調整額	27,404	15,253
法人税等合計	10,582	64,887
当期純利益	102,445	151,534

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	249,833	28.7	304,543	32.8
経費		619,190	71.2	621,688	67.1
当期総製造費用		869,024	100	926,232	100
期首仕掛品棚卸高		248		—	
合計		869,273		926,232	
期末仕掛品棚卸高		—		—	
他勘定振替高	2	146,494		311,802	
当期売上原価		722,778		614,430	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	346,836	332,104
地代家賃	23,647	30,183
通信費	164,826	145,542
減価償却費	77,693	105,258

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	146,494	311,802

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計	新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	810,820	785,120	785,120	324,058	324,058	84,440	1,835,558	31,089	1,866,648
当期変動額									
新株の発行	1,535	1,535	1,535				3,070		3,070
自己株式の取得						99,987	99,987		99,987
自己株式の処分				15,600	15,600	19,325	3,725		3,725
当期純利益				102,445	102,445		102,445		102,445
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								6,999	6,999
当期変動額合計	1,535	1,535	1,535	86,845	86,845	80,662	9,253	6,999	16,253
当期末残高	812,355	786,655	786,655	410,904	410,904	165,102	1,844,812	38,089	1,882,901

当事業年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計	新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	812,355	786,655	786,655	410,904	410,904	165,102	1,844,812	38,089	1,882,901
当期変動額									
自己株式の処分				982	982	8,228	7,246		7,246
当期純利益				151,534	151,534		151,534		151,534
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								4,818	4,818
当期変動額合計				150,551	150,551	8,228	158,780	4,818	163,598
当期末残高	812,355	786,655	786,655	561,455	561,455	156,873	2,003,592	42,907	2,046,500

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。なお2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	2～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能年数(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社は中小企業の成長を支援するBtoB・SaaSモデルのビジネスプラットフォーム事業を展開しており、具体的には、中小企業向け経営支援プラットフォーム「Big Advance」、ビジネスマッチング管理「BMポータル」及び法人ポータルサイト等、その他サービスとして、ITサポートサービスの提供を行っております。これらから発生した収益に係る計上基準は次の通りであります。

それぞれの事業においては、主にシステム開発等及びシステム利用サービスの提供並びに保守運用サービスの提供を行っております。

システム開発等については、ソフトウェア等の開発を履行義務として認識しており、開発作業の進捗に伴って顧客に成果が移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準で収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

システム利用サービスについては、各種システムのサービス提供を、保守運用については、各種システムの運用管理、保守メンテナンスサービスの提供を履行義務として認識しており、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、契約期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された金額で測定しており、対価は履行義務充足時点から1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	543,500	543,500

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって帳簿価額としておりますが、当該株式の実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上しております。当該関係会社株式の実質価額は、将来の事業計画に基づいた超過収益力を反映した金額を基礎として算定しております。当該関係会社株式の帳簿価額と実質価額を比較した結果、実質価額が帳簿価額を著しく下回っていないため、評価損を認識しておりません。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法に用いた主要な仮定

会計上の見積りに用いた主要な仮定は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」の内容と同一であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該会計上の見積りについて、市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、翌事業年度の財務諸表における関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	33,897	49,150

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「未収入金」に表示していた11,251千円は、「その他」11,251千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
流動資産		
未収入金	550千円	660 千円
前払金	99 "	99 "
流動負債		
買掛金	—	283
未払金	122	58

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高		
売上原価	—	258千円
販売費及び一般管理費	936千円	1,708千円
営業取引以外の取引による取引高	26,000千円	27,200千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料手当	336,319千円	295,954千円
採用教育費	34,740千円	38,038千円
外注費	90,777千円	73,487千円
減価償却費	13,517千円	11,964千円
貸倒引当金繰入額	41千円	81千円

おおよその割合

販売費	44%	40%
一般管理費	56%	60%

(有価証券関係)

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない関係会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
関係会社株式	543,500	543,500

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,521千円	4,999千円
貸倒引当金	24 "	195 "
減価償却超過額	10,605 "	20,225 "
新株予約権	10,953 "	- "
株式報酬費用	709 "	13,524 "
その他	8,081 "	10,205 "
繰延税金資産小計	33,897千円	49,150千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- "	- "
評価性引当額小計	- 千円	- 千円
繰延税金資産合計	33,897千円	49,150千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.43%	0.90%
住民税等均等割	3.08%	2.00%
賃上げ促進税制による税額控除	5.89%	0.18%
評価性引当額の増減	13.89%	- %
その他	0.12%	3.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.36%	29.98%

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、防衛特別法人税が創設されたことから、2027年4月1日以降に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については法定実効税率が変更されます。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	73,752	—	—	73,752	22,829	7,209	50,922
工具、器具及び備品	53,155	12,031	—	65,187	45,119	10,240	20,067
有形固定資産計	126,908	12,031	—	138,940	67,949	17,450	70,990
無形固定資産							
ソフトウェア	287,635	103,782	—	391,418	222,948	99,772	168,469
ソフトウェア仮勘定	52,488	311,802	103,782	260,508	—	—	260,508
無形固定資産計	340,123	415,584	103,782	651,926	222,948	99,772	428,977

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	PCの購入	10,730千円
ソフトウェア	Big Advanceの自主製作による取得	103,782千円
ソフトウェア仮勘定	BIG ADVANCE GLOBALの自主製作による取得	207,914千円

当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	Big Advanceの自主製作（ソフトウェアへ振替）	103,782千円
-----------	-----------------------------	-----------

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,099	639	—	1,099	639

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び債権回収による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内
基準日	毎年 3 月31日
剰余金の配当の基準日	毎年 3 月31日、9 月30日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.kokopelli-inc.com/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第17期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

事業年度 第18期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における決議行使の結果）の規程に基づく臨時報告書

2024年6月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（会計監査人の異動）の規程に基づく臨時報告書

2025年5月23日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年 6 月26日

株式会社ココペリ
取締役会 御中

爽 監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠 山 景 一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 博 行

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ココペリの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ココペリ及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Big Advanceに関する売上高の正確性 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（収益認識関係）に記載されているとおり、売上高2,007,546千円には、Big Advanceに係る売上高1,526,420千円が含まれており、売上高の約76%を占めている。 Big Advanceは、中小企業向け経営支援プラットフォームを各金融機関に提供し、各金融機関がそれぞれの取引先中小企業（会員企業）に対してサービスを提供している。Big Advanceの売上高は、各金融機関にサービス導入時に受領する初期導入費用に加えて、運用・保守費として各金融機関から受領する月額固定料及び会員企業から金融機関を通してレベニューシェア方式として受領する月額利用料から構成される。 このうち、初期導入費用は、各金融機関による検収が完了した時点で売上高を計上しているが、個々の取引の検収が適切に把握されない場合、未検収であるにもかかわらず売上高が計上される潜在的なリスクがある。 また、運用・保守費の月額利用料は、管理システムから出力された多数の会員企業数に単価を乗じて算定された金額に基づきサービス提供時点に売上高を計上しているが、月額利用料の前提となる会員企業数の管理は、管理システムに依存しており、さらに月額利用料の算定の際には手作業が介在するため、その集計・算定が適切に行われない潜在的なリスクが存在する。 Big Advanceは会社の主たる事業であり、また、初期導入費用の売上高の期間帰属及び月額利用料の売上高の正確性は重要であることから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、Big Advanceに関する売上高の適切性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。なお、月額利用料の売上に関連するIT全般統制評価の実施に当たっては、監査法人内部のIT専門家が関与した。 （１）内部統制の評価 ・Big Advanceの売上計上プロセスの内部統制及び管理システムのIT全般統制の有効性を評価した。 （２）初期導入費用の期間帰属に係る実証手続 ・各金融機関から入手した検収書に記載されている日付と売上計上日付の突合を実施した。 ・売掛金に係る残高確認書の回答を当監査法人が直接入手し、各金融機関の帳簿残高と照合した。 ・個別の売上計上データと契約書及び請求書並びに入金証憑との突合を実施した。 （３）月額利用料の正確性に係る実証手続 ・月額利用料の売上高の計算を検証するために、管理システムから当監査法人が直接出力した会員企業のリストデータと月額利用料の根拠となる会員企業名の突合を実施した。また、会員企業数に乗じている単価の正確性及び売上計算の正確性の計算突合を実施した。 ・金融機関別の会員企業数の推移分析等を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ココペリの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ココペリが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は23百万円であり、非監査業務に基づく報酬はない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年 6 月26日

株式会社ココペリ
取締役会 御中

爽 監査法人
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 遠 山 景 一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池 田 博 行
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ココペリの2024年4月1日から2025年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ココペリの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Big Advanceに関する売上高の正確性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（Big Advanceに関する売上高の正確性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。